

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

<b>予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 ( 3 )</b> (15.2定)			
<b>日 時</b>	平成15年 6月30日(月)	<b>開 議</b>	午後 1時00分
		<b>散 会</b>	午後 4時55分
<b>場 所</b>	第 2 委 員 会 室		
<b>議 題</b>	付 託 案 件		
<b>出 席 委 員</b>	小林委員長、高橋副委員長、横田・上野・大畠・菊地・成田・小前 ・前田・ 佐々木(勝)・北野・斉藤(陽) 各委員		
<b>説 明 員</b>	助役、教育長、総務・企画・財政・学校教育・社会教育各部長、 消防長  <div style="text-align: right;">ほか関係理事者</div>		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <div style="text-align: right;"> <p>書 記</p> <p>記録担当</p> </div>			

～ 会議の概要～

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、大島委員、北野委員をご指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

山田委員が小前委員に、大橋委員が上野委員に、武井委員が佐々木勝利委員に、古沢委員が北野委員に、秋山委員が斉藤陽一良委員にそれぞれ交代をいたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総務常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日は、自民党、公明党、民主党・市民連合、共産党、れいめいの会、市民クラブの順といたします。

それでは、自民党。

-----  
横田委員

教職員の勤務時間について

一般質問で、教育委員会に、北教組の時間外請求訴訟の関係でお尋ねいたしました。教育長のご答弁の中にも、時間外手当の支給については根拠がないのではないかとのお話もございました。それに関連いたしまして、現在の教職員の勤務時間について確認させていただきたいと思います。出勤が何時で、退勤が何時かという、要するに現状の勤務時間を教えてください。

(学教)総務課長

学校によりまして、勤務開始時間、終了時間が違いますが、一番早い時間でいきますと、8時5分から終了が16時50分、それから開始が遅い学校でいきますと、8時25分が一番遅い学校かと思います。そこは終了が17時10分と、このようになっております。

横田委員

聞くところによりまして、重々皆さん知っていると思いますが、教員の場合は道教委で認められております休憩時間、休憩時間のとり方が通常会社、企業とは異なっていると思いますが、これは現在どのようにされておりますか。

(学教)総務課長

それにつきましては、道の条例規則によって定められておまして、休憩時間につきましては、おおむね4時間の連続する正規の勤務時間ということで、その間に15分の休憩時間をとらなければならない、このようになってございます。そして、今、一般的には勤務時間の初めと、それから勤務時間の終了時間帯といいますが、そちらの方に休憩時間を設けているという例が多いようでございます。そのような状況になっております。

横田委員

一番最初に、休憩時間をまず15分とる、そしてずっと昼はとらないのですか。休憩の時間は、一番最後の15分にとる。その前に45分の休憩時間を組んでいると、こういうことでよろしいですか。

(学教)総務課長

休憩時間が勤務時間ということがございますので、休憩時間につきましては、こういうことで勤務時間内にとるよという、休憩時間の前に休憩をとっていただくという状況になっております。

横田委員

休憩時間は、もちろんそれは勤務時間に含まれるということですので、前々からも議会では出ていることですが、この休憩時間を使って出勤、退勤をされている。ですから、8時間勤務のうち30分を出勤、退勤に使

ておられるということになると、7時間30分の勤務で8時間分の賃金をいただいているというふうに、我々は思うのですが、これについてはいかがでしょうか。

(学教)総務課長

確かに、今、横田委員がおっしゃいますように、道の条例では勤務時間8時間と、それともう一つは昭和63年2月24日に「北海道学校職員等の休息時間の取扱いについて」という道教委の教育長通達がございますが、その中で休息時間を、勤務時間の初め及び終わりに置いた場合、運用として校長が校務に支障を来さないと認めた場合は、休息時間内に出退勤することも個々に認めて差し支えないものであるというようなことがございまして、実質的にその時間内に出退勤を充てているというケースもあるというように聞いておるところでございます。

横田委員

今の教育長通達ですか、63年ですね。「北海道学校職員の休息時間の取扱いについて」という、ここにも書いたものがございまして、我々の感覚で、さっき言いましたように、8時間勤務しなさいということなのに、実質7時間半の勤務であります。今、総務課長がおっしゃられましたように、校長が校務に支障を来さないと認めた場合は、休息時間内に出退勤することも認めて差し支えないものとするという言い回しですから、全員がそうであっていいよということではないと思いますね。ですから、その辺の実態が聞き及ぶところでは、そういった休息時間を使って出退勤されている方々が多いというふうに聞いております。

実は、6月12日付けの産経新聞に、「教職員遅出早帰り」というふうな記事が出ました。これは長崎市の教育委員会と教職員組合が確認書を結んで、今、言ったような北海道の場合と全く同じ内容です。これは長崎市教委で、これが30数年にわたり、労働基準法に抵触する勤務実態が続いていたけれども、今回、文部科学省が事態を重く見て、実態調査に乗り出す方針だという記事が出ております。私、これを読みまして、何か当市も大丈夫なのかなというより、そういった文部科学省等々からも何か指導等がないのか気になりましたので、こういった質問をさせていただいているわけですが、これについてはいかがですか。

(学教)総務課長

これまでも労働協定の一部削除にかかわりまして、勤務時間の関係、こういうものがございまして、昭和63年の通達につきましては、これはあくまで校長先生の承認を得なければならないものだというので、基本的には勤務時間までに当然出勤するのが原則であります。勤務時間終了までいるのが前提です。そしてそういう中で、やはり何らかの事情なりがあれば、校長先生に個々申出をして、早退なり、それから休息するということを認めてもらうように、原則は時間までに出勤して、時間が終了してから退勤すると、こういう方針でいくようにということで、校長会の中でこういうお話はしてきておりまして、今徐々に改まっていると、こういうことでございます。

横田委員

現場の実態が今どうなっているかは詳しくわかりませんが、今のお話ですと、徐々によくなっているということは、この休息時間を使って出退勤、当然しているのかなという気がいたします。校長会で指導しているというお話ですけれども、直近で、例えばこういった実態を確認したのはいつごろですか。

(学教)総務課長

このことにかかわりまして、昨年の今ごろの時期に、6月、7月に、やはりこういう問題については改めなければならないということで、校長会の方でも話し合いをしまして、なるべく早い時期に休息時間をきちっと、まずは小樽の場合、休憩時間が若干ずれているようなこともございましたので、それを含めて休息時間内の勤務といたしますが、これについてもきちっとできるように、要するに先ほど申しましたように、勤務時間までに出勤して、勤務時間終了までいるように、こういうような指導をしてきておりまして、実態そのものについては、今、緊急に調査しておりませんので、わからないのが実態です。

学校教育部長

先日来、話題になってございます教職員の超勤にかかりまして、そういうことで4月の終わりから5月にかけて、超勤の調査があるという時点で、一応勤務時間、休息終了後、超勤だといって、休息の時間を終わった時間で、退勤は5時なり、5時10分ということで確認をしております。

横田委員

道議会でも、さっきの時間外の補償の関係については、全道的に調査しなさいという質問もあったようでございます。その辺で、何時が出勤時間なのか、退勤時間なのかというのが、非常に重要な要件であると思いますので、実態調査についても、今、お話ではあまりしていないようなお話でございましたけれども、しっかりと把握していただきたいと思います。

それともう一つ、今度は休憩時間45分ですが、この時間に校外に出るのはいいのですか。

(学教)総務課長

休憩時間につきましては、これは使用者の拘束を受けないという、職員が自由に使える時間ということで、これについては自由に使える時間です。ですから、職員が表に用事があって出るということも、それは可能というふうに考えています。

横田委員

学校の管理上、休憩時間に表に出てもいいのだろうけれども、私は普通の社会通念上、どこへ行くのか、これは当然言わなければならないのかなというような気がします。先ほど申しましたように、休憩と休息、終わりの方はくっついており、足すと1時間になるわけです。こんなことはないと思いますが、行き先を言わなくてもいいということであれば、休憩時間が始まって、出られた方が戻らないままということはないのかという危ぐをしておりますが、これについてはいかがですか。

(学教)総務課長

このことにつきましても、やはり休憩時間終了時点には学校に戻って、まず休息時間が始まる残りの15分がございまして、それまでに戻るのが原則です。こういうお話をしてしまして、学校の方でも、校長先生の方から、まず休憩が終わったら学校に戻ってくる、こういうような指導はしているというふうに思います。

横田委員

わかりました。

私の時間も過ぎたようですので、市民は先生方が働いておられるのを、もちろん一生懸命やられているのも知っておりますし、いろんな時間外のことも理解されていることもあると思いますけれども、今言ったように、7時間半の勤務で8時間分の給料という、こういう労基法に多分違反していると思いますので、その辺、道教委のこういった通達があるからという部分もありますが、市教委の方もしっかりと時間の管理についてはさらなる指導をしていただきまして、市民が疑義を抱くことがないような勤務体制をお願いします。私の質問は以上で終わらせていただきます。

-----  
小前委員

学校評議員制度について

まず、学校評議員制度についてお尋ね申し上げます。今年、小学校が2校、中学校が2校、モデル校として検討されていると聞いておりますけれども、その校名と、それぞれの学校の評議員の構成メンバーをだれがどういう基準でつくられているのか、お尋ね申し上げます。

(学教)総務課長

小学校は、緑小学校、張碓小学校、中学校は、忍路中学校と朝里中学校がモデル校としてやっております。それで、選び方なのですが、モデル校の学校評議員につきましては、校長先生の裁量により、5人を標準として、規模

の大きな学校では、5人を超えて委嘱しておりますし、規模の小さな学校であれば、5人を切ったような形で委嘱しているという形であります。例えば張碓小学校であれば4人、緑小学校であれば5人、忍路中学校であれば3人、朝里中学校であれば7人ということで、学校の規模、それら地域特性もそれぞれ考慮されまして、人数を選んでいきます。そして、選んでいる方につきましては、地元町内会の方、それからPTA、それからPTA・OBの方、それから民生・児童委員とか、それから地域のスポーツ関係の方をご委嘱申し上げているという状況にあります。

小前委員

その4校では、今、どんな協議をされているのか、お尋ねいたします。

(学教)総務課長

これは、学校評議員の形になるのですが、学校評議員会として、会としてやっているケースと、それから評議員個々に諮問しているものもございます。そして、おおむね諮問している内容なのですが、地域の教育に関しての実情、地域連携を図ってという意味なのですが、それでは地域ぐるみにおける学校・地域・保護者の連携だとか、それからPTA行事、地域の子ども会行事についての連携をどう進めたらいいだろうか、それから開かれた学校についての内容面だとか、地域への対応方法をどうしたらいいだろうかとか、地域との連携を目指すもの、それから生徒指導等で、学校外における生徒指導を含めた、生徒指導のこと、それから学校運営の方針について諮問したりとか、そういう内容になっております。

小前委員

評議員の方々の提案が学校運営にどのように反映されていくのか、お示しいただきたいと思います。

(学教)総務課長

やはり地域との連携という中で、地域行事への協力、具体的に申し上げますと、小樽まつりへの子どもみこしの参加だとか、それから子ども110番の継続という関係もございます。それから、地域連携という考え方でいきますと、運動会の平日開催をどのような形でやっていったらいいだろうか。それから、内容的には校区内の自動販売機をどうしたらいいだろうか。そういうようなけっこう具体的な話が、学校運営の話に反映されてというような形で聞いております。

小前委員

昨年も小学校2校、中学校2校で実施されていたと聞いておりますけれども、この結果の活用状況はどうなっておりますでしょうか。

(学教)総務課長

学校評議員会として開催をした回数なのですが、それはこの3月までに約10回、それから個人に、評議員個々に諮問しているというのが5回ございます。

小前委員

それでは、小樽全市の学校に実施されるのは、いつごろになりますでしょうか。

教育長

この評議員制度は平成12年4月、文部科学省で計画されたものですが、今、大体全国平均で25パーセントの学校に設立されているというふうに聞いております。小樽市としましては、このモデル校4校を、来年の3月まで実施したいと考えてございます。その間、中学校の教員、小学校の教員で、本州へ研修に行くときに、研修先の学校評議員制度についても視察をし、その状況については小中学校長会で話をしておりますので、できれば来年の4月当初から全校に実施をいたしたいと考えて、検討しているところでございます。

小前委員

学校の安全対策について

では、次に学校の安全対策についてお伺いいたします。大阪の池田小学校で、児童殺傷事件がございましたけれども、そのための対策について、各地でさまざまな方策がとられておりますけれども、小樽市ではどんな対策をお考えか、お教えいただきたいと思えます。

(学教)施設課長

安全対策についてでございますけれども、大阪の池田小学校の事件は平成13年6月にあったわけですが、その年に、私も施設管理者として、市内の小中学校に、玄関にモニター付インターホンを設置しました。そして、それと重ねて、玄関と職員室とが離れている学校には、オートロック式の錠がかかる玄関に施設がえをしたと、そのような経過がございます。それから、学校での取組については、学校独自で従前からやっていることですが、危機管理マニュアルを作成、防犯訓練、来校者への確認、必ず玄関に施錠するといったことで安全対策をとっております。

小前委員

小樽市内の学校では、放課後、見知らぬ人に声をかけられて、とっさに大声を出して逃げたとか、車に跡をつけられたという事例がありますけれども、このような場合の対策はどうなっておりますでしょうか。

(学教)指導室長

声かけの被害にかかわっての学校での対応でございますけれども、まず各学校では、学年の初めに集団下校の訓練などを行ってございまして、そのことで通学路の安全を確認したり、また、子どもたちには複数で誘い合って登下校するよという事で指導してございます。このことにつきましては、学校だよりなどでも家庭の方にお知らせし、啓発を行っているところでございます。また、知らない人からの声かけということの対応についても、指導しているところでございますが、実際にこのような被害が発生した場合に、保護者などからの連絡を受けましたら、速やかに近隣の学校などに知らせてございまして、また、警察へも通報し、再発の防止に努めているところでございます。

小前委員

市内の商店や事業所に、一時避難の場所を示すポスターがあったり、潮見台や緑町にも子ども110番連絡所のマークが各家庭に張られたりしているところもございまして、全市的な広がりはいかがでしょう。

(社教)社会教育課長

昨年度までは、学校単位のPTAがそれぞれに子ども110番の家の設置の取組をしておりましたが、広域的にまちぐるみで子どもの安全確保に取り組むことがより効果的ということで、今年度から小樽市PTA連合会では、子ども110番の家統一ステッカーを作成いたしまして、全道的な協力体制の下に取組を進めておりますので、今後は市内全域に広がりを見せていくものと考えております。

小前委員

「朝の読書」について

次に、朝読10分間運動について、質問いたします。25日の代表質問で公明党の秋山議員から小中高合わせてですが、朝読実施校が1万1,158校という報告がございましたけれども、これは生徒数にするとどれぐらいの数になりますでしょうか。

(学教)指導室長

ただいまのご質問でございますが、朝の読書推進協議会という組織がございまして、そちらのホームページを見ますと、昨年の9月時点で、朝の読書につきましては、1万人を突破したということでございまして、全国の小・中・高等学校の約400万人の子どもが実践しているとのことでございます。

小前委員

では、小樽の実施校は何校でしょうか。よければ学校名を挙げていただきたいと思えます。

(学教)指導室長

朝の読書にかかわりましての調査は、昨年度から行っているところでございますが、今年度につきましては、小学校9校、中学校4校で実施をしているところでございます。学校名でございますが、小学校では、花園小学校、緑小学校、望洋台小学校、豊倉小学校、張碓小学校、高島小学校、稲穂小学校、潮見台小学校、銭函小学校の以上9校。中学校につきましては、西陵中学校、朝里中学校、銭函中学校、長橋中学校となっております。

小前委員

今のご報告の中には、学校全体ではなくて、学年だけでやっている学校とか、一クラスだけの実施校というのも入っていると聞いておりますので、学校全体で取り組んでいる学校は何校でしょうか。

(学教)指導室長

この調査では、全校とか、それから一部の学年でとかという形での調査でございまして、その調査の中で、全校一斉でという項目がございまして、その回答をいただいている学校は、小学校では5校、中学校では3校となっております。小学校では花園小学校、緑小学校、望洋台小学校、豊倉小学校、張碓小学校でございます。中学校につきましては、西陵中学校、朝里中学校、銭函中学校というふうに報告を受けているところでございます。

小前委員

この朝読10分間運動をしている学校では、子どもたちに非常に集中力が生まれて、また、自分の感動を他人に伝えたくて、子ども同士で本を真ん中にした会話が弾んだり、先生との対話も本に関しての話題が増えて、教室が非常に和やかな雰囲気になったという報告も聞いています。また、28日の朝日新聞によりますと、いじめや不登校もなくなったという事例も発表されておりますので、小樽全市に広げさせる手だてではないのでしょうか。お尋ねいたします。

(学教)指導室長

各学校では、それぞれ朝の過ごし方ということで、いろいろな工夫をしているところでございます。例えば、朝集まりましたら、朝の歌ということで歌を歌ったりとか、また、体育ということで運動したりとか、さまざまな取組をしているところでございます。朝の読書につきましては、今、委員からご指摘をいただいた効果があるというところでございますので、現在、今年度から市内の12学級以上の学校、小学校8校、中学校4校に司書教諭が配置されておりますので、その先生方の活動に期待をしているところでございます。また、11学級以下の学校でも、朝の読書などにつきまして、このような読書活動を支援していくという観点から、実は小樽市内には研究団体で学校図書館協議会という組織がございまして、そちらの方にも調査研究活動の依頼をございまして、そちらの方からの情報提供をいただきながら、働きかけをしてまいりたいというふうに考えてございます。

小前委員

これに関連いたしまして、札幌市では学校図書を地域に開放している小中学校が72校ございます。この中身は対象が大人ではなくて、学齢前の子どもたちに週に二、三回、午後1時から二、三時間読み聞かせを行うというものですが、小樽ではこういうような取組をしている学校はございますでしょうか。お尋ねいたします。

(社教)社会教育課長

小樽市内では、現在、平日の開放ということはしておりません。ただ週5日制に伴いまして、土曜日におきましては図書室を開放しているというのが小学校で14校ございまして、一部の学校では保護者によるボランティアの読み聞かせ、こういった運動を行っているというふうに聞いております。

小前委員

小学校でなさっている学校はどこでしょうか。お尋ねいたします。

(社教)社会教育課長

銭函小学校というふうになっております。

小前委員

その銭函小の図書開放に期待したいと思いますが、この取組は結果として地域住民をつなぎ、学校に対する理解を深める重要な役割を担っているわけですので、教育委員会としても積極的に推進していただきたいと思いますが、いかがでございましょう。

教育長

朝の読書運動ですが、各学校の取組の方法はいろいろとございます。ある先生が同じ1冊の本を中心に読み聞かせるというように、ある学校では子ども全員が好きな本を学校へ持ってきて、それを自由に読むといったような方法がございます。どちらもいろいろな特徴があるわけですが、特に後者の自分の好きな本を学校へ持ってきて、自分自身で読んでいくということが、子どもの読書力を育てる上で重要であります。また、その本を自分で買うということで、いわゆる家庭内の読書に刺激を与えるといったようなものがありますので、朝の読書運動の実践をもっともっと深めるよう努力してまいりたい、そう思っております。

-----  
成田委員

消防団について

消防団のことでお伺いします。

北海道の消防総合大会というのが行われる予定になっていると思うのですが、いつからこういう大会が行われて、毎年行われているのか、そして目的は何なのか、そして小樽市は何回目の出場になるのか、お伺いします。

（消防）中村主幹

ただいまの質問にお答えいたします。北海道消防大会は、消防団員の技術の向上と士気の高揚を図り、昭和47年から実施されております。過去、小樽市消防団では、昭和48年に蘭島地区を代表しております第18分団が出演しております。また、昭和62年に手宮地区から第1分団が出演しております。これは、それぞれ18分団も1分団もそうですけれども、単独の分団でそれぞれ訓練をして出場したわけです。平成15年7月24日に、大会が消防学校の方でございますが、現状を考えると、なかなか単独の分団で選手が出場するということはたいへん難しく、昨年からは1分団から18分団のそれぞれの選抜ということで、現在、選手が練習している最中でございます。

成田委員

今、各分団から選手を選抜して練習しているのだと。練習、訓練の内容なのですけれども、これはやはり日常、消防団というのは日中は勤務しているわけですよね。そして、勤務地の会社なり自営をしている人たちもいますけれども、その会社の理解も得ながらやっていかないと大変なことになると思います。そして、7月24日となると、平日なのです。平日に大会を行うということは、参加者も参加する出場選手もたいへん厳しいものがあるのではないかと思いますので、各分団ごとというか、消防団の団長なりが企業等にきちっと連絡をとって、そして理解をしていただくような体制をつくるとか、そういうような形を働きかけていったらいいのではないかと思います。そしてこの選抜された選手が1分団から18分団まで、各分団から1名ずつとなれば18名も集まるわけですが、この選抜の方法というのは、どのような形でやられたでしょうか。

（消防）中村主幹

ただいまのご質問でございますけれども、選抜と先ほど私が話をしましたけれども、当然1分団から18分団までありますので、18人になるかと思っておりますけれども、実はこれは昨年からも小樽市消防団が後志地区の代表ということで決まっておりましたので、各分団に声をかけた時点で、10名ほどの選手に手を挙げていただきました。その中で、今、委員ご指摘のとおり、それぞれ皆さんお仕事をもちで訓練をしていかなければならないということで、昨年の時点で6名ということで、選手を絞った状態です。なお、昨年は夏の間に10回程度、基礎訓練を実施しまして、現在は夜7時半から9時半までの間、消防訓練所の方で訓練を実施しているということです。

成田委員

やはりこの訓練は自分たちが勝手にできる訓練ではないと思うのです。それで、競技に出るとなれば、競技に対する指導者というのが何人かの体制でなければできないと思いますので、この指導者は何人体制で、どのような形でやられているのか、お伺いしたいと思います。

(消防)中村主幹

指導者につきましては、昨年から消防本部消防署の方に指導者の依頼をいたしまして、現在は消防署の教養訓練係長を中心に3名体制で訓練を実施しております。

成田委員

消防団のこの訓練というのは、たいへん意義のある訓練だと思います。まして、この21世紀は消防署と消防本部とが、地域消防団と一緒に連携をとった消防活動をしていかなければならないと思いますので、この基礎になる部分はやはり訓練を重ねて、各分団ごとに消防署との連携がとれるような体制づくりをしていただきたいと思いますし、これを継続した形で進めていただければと思っております。

現在、この小樽市の消防団の現状なのですが、消防団組織というのは、古くは江戸時代からあったのではないかと。まち火消しの時代から、消防というのは地域に根差した消防活動でなかったのか。その中で、こういう行政の中で、消防団活動というのが生まれてきたと思いますけれども、その辺の歴史と伝統に支えられた消防団について、現状はどのようになっているのか、これからの活動についてもお伺いしたいと思いますけれども。

(消防)中村主幹

ただいまのご質問でございますけれども、現在、置かれている消防団は、消防組織法の第15条に基づいて、昭和23年に現行の制定がありまして、現在進んでおります。その前に、小樽市消防団というのは、120年前からいろんな意味で活動しているという、北海道でも歴史が非常に古い消防団であります。そういった中で、今、全国では消防団の職員が95万人、全道では2万8,000人というふうに調査で出ております。小樽市では、6月1日現在、女性消防団員を含めて、521名で1分団から18分団まで組織しております。

消防団は、今、委員が言われたとおり、地域に密着した組織づくり、コミュニティの活動を展開しているわけでございますけれども、なかなか仕事を持っての活動ということで、大変だというふうには感じております。そういった中で、毎月10日の防火の日の夜回りだとか、春・秋・歳末特別警戒の巡回、又はこれから始まります潮まつりの花火大会の警備など、年間30数回出動しているという状態であります。そういった意味で、これからはますます消防団に課せられる責務は重大だと認識しておりますので、今後ともご協力をよろしくお願ひしたいと、このように思います。

成田委員

それから、消防団のこういう高齢化社会に向けての活動が、大変多く問題を抱えていると思いますけれども、この中に何点が改善される部分がありましたら、ご報告を願いたいと思います。

消防本部長

消防団の抱える問題ということでございますが、人口の減少あるいは高齢化などの社会情勢の変化によりまして、消防団におきましても、さまざまな影響を及ぼしていると考えているところでございます。

第1には、団員の減少でございます。昭和40年ごろの小樽市の人口、約20万人ということでございましたが、当時の団員数につきましては、800人を超えておりました。現在、人口の減少という傾向にございますが、女性消防団員60名がおります。女性団員につきましては、高齢者、災害弱者対応あるいは声かけ運動、また、火災予防運動中の街頭広報、こんなことで大いに活躍しているところでございますが、女性消防団員60名を含めまして現在521名ということで、当時の800人と比較いたしますと、大幅に減少しているという状況でございます。

第2には、団員の現在の平均年齢、約50歳ということでございまして、高齢化しているということでございます。

第3でございますが、地域の自営業の方が少なくなっております、サラリーマンの方が多くなるという就業構造の変化というものがございまして、先ほど委員のご説明にもございましたように、合図されても、サラリーマンは災害のときに会社からなかなか出るのは難しいといったような状況も、ある面ではあるかと考えてございます。

第4には、消防団員確保に対する地域住民、特に若い方の意識の希薄化と、こんなことであろうかと思っております。

現在の消防団の抱える問題は、以上のようなことでないかというふうに考えているところでございます。

成田委員

続いて、最後の質問になりますけれども、消防団の今後の活動、小樽市の消防本部と地域消防団との連携をとった姿と、この訓練状況だとか、そういうのも含めて、今後、新しい時代に向けての小樽の状況というのは把握できますけれども、これを全体に考えて、あるべき姿、こうあってほしいというのがありましたら、ぜひお願いしたいと思っております。

消防本部長

消防団のあるべき姿ということでございますが、消防団は地域の防災活動のリーダーといたしまして、日常におきましては、地域の指導者として、住民一人一人の持つ防災力といたしますが、これらを高めまして、また、災害発生時におきましては、活動のリーダーとしての役割が求められておる、こんなふうに考えておるところでございます。21世紀の消防団、さらに地域住民にこたえられるよう、防災に関する豊富な知識あるいは技術、こういったものを身につけまして、さまざまな災害に対応できるようになることにあるというふうに思っております。それには常備消防と、さらなる連携をとりまして、地域の特性に根差した消防団が形成される、こういうことであろうかと思っております。また、現在、消防団と消防本部、これは連携をとりまして、例えば春の林野火災防衛訓練、その他時期ごとに各種訓練を合同でやっているところでございます。また、災害現場におきましては、消防団におかれましては、従来の使用栓から積極的にホースを延長して放水すると、こういったことにつきましても申合せをしたところでございます。今後さらに、消防団と常備消防とが連携をとりまして、市民のための消防、このような期待にこたえられるように努力してまいりたいと考えておるところでございます。

成田委員

消防本部と消防団の新しい連携をとった、消防本部も適正配置の中で、厳しい状況が生まれると思っております。そして、地域の消防団も、それに協力して、地域の防災体制を確立していかなければならない。その連携をきちんととった訓練をなおいっそう重ねて、体系をつくっていただきたいと、そう思っておりますので、よろしく願いいたします。終わります。

委員長

それでは、自民党の質疑を終結をし、公明党に移します。

-----  
斉藤(陽)委員

学校図書館図書整備費について

まず、我が党の秋山京子議員の代表質問に関連いたしまして、学校図書館図書整備費について、お伺いをいたします。

まず、教育長からいただきましたご答弁によりますと、学校図書館の図書費は、地方交付税の単位費用積算基礎に計上されていて、単価と学級数を乗じた、この14年度の基準財政需要額は小学校・中学校それぞれ631万円と585万6,000円ということでございました。まず、地方交付税法上の基準財政需要額の意義と算定のしくみについて、簡単にご説明をいただきたいと思っております。

(財政)財政課長

基準財政需要額ですが、地方交付税を算定するに当たり、交付税は基準財政需要額を計算して、基準財政収入額において、地方がどれくらい財源が不足しているかで出すのです。その需要額ですが、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準の行政を行い、又は施設を維持するために必要な需要額を行政経費ごとに算定した合計額でございます。簡単に言いますと、標準的な団体を定めて、そこにあるべき姿を計算して、例えば人口1人当たりいくらかかるかという単位費用を積み重ねたものが基準財政需要額になるということでございます。

斉藤（陽）委員

今のご答弁なのですが、全国画一的にと受け取れるような部分があったのですが、その地方団体ごとの自然的・地理的・社会的諸条件に対応する合理的でかつ妥当な水準における、あるべき財政需要額というふうな考えでよろしいでしょうか。

（財政）財政課長

その基準額自体は全国が同じ考え方の下に計算したときに出る数字ということで、客観的に一律に算出しているという部分でございます。個々の自治体の諸条件又は現実の支出については、多少の更正係数がございまして、現実の支出が反映されているものではないということでもあります。

斉藤（陽）委員

実際の支出を写照した値だということなのですが、あるべき財政需要という観点から、この基準財政需要額の意義を踏まえて、本市の平成14年度の小学校費・中学校費の中における学校図書館の図書整備費の実際の予算額がどうなっているかという部分で見ますと、平成14年については、小学校、中学校ともに、450万円ということになっておりまして、当然のことながら、基準財政需要額の値よりは低い値になっているわけですが、このかい離についてはどのようにお考えでしょうか。

（財政）財政課長

基準財政需要額と小樽市の支出のかい離でございますが、今の学校図書館図書に限らず、さまざまな経費がかい離しております。例えば、消防費であれば、基準財政需要額は標準的な団体で計画するのですが、小樽市においては、億単位で基準財政需要額を上回る支出になっておりまして、それぞれ基準財政需要額と小樽市の支出が運動できるものではない、また、そういう計算をされているものではないと考えております。

斉藤（陽）委員

あくまでも、そのまま反映するものではないということはそのとおりなのですが、それでは、今、資料をいただきました学校図書館図書整備費の平成10年度から平成15年度までの推移ですが、これで予算額、決算額を比較していきますと、平成12年度と13年度がそれまでからちょっと格段に増えたといえますが、顕著に増額をされているなという感じがするのですが、この点についてはどうですか。

（学教）施設課長

学校図書館整備費の推移の関係で、平成12年度と13年度で、前年度に比べて、それぞれ上がっているわけなのですが、予算の位置づけにつきましては、基本的にはその当時、市の財政状況や事業の緊急度、必要性、その他、その事業の効果など、いろいろな観点から、予算を組み立てていかなければならないと思っています。そういう中において、平成12、13年度当時、確かに厳しい財政状況ではありましたが、教育費全体の中で、この図書館整備については、私どももある程度重要性といいますか、国の取組もありまして、小樽市の姿勢としては同額の予算づけをしたと、そういうふうな考えております。

斉藤（陽）委員

今、12年度、13年度に増額されたという部分については、非常にこの全体の教育予算の中で大事だと、重要だということで触れたのだというご説明なのですが、この13年度、14年度のところを見ていきますと、逆に減っている状態になるのですが、国のレベルでは、「子どもの読書活動の推進に関する法律」という法律が、我が党の

主導によりまして、平成13年11月に成立した。14年度から5年間、総額650億円に及ぶ学校図書館の図書整備費というものを予算化をして、14年度については、130億円が学校図書館充実のために、地方交付税として措置をされていると。これは14年度から始まったわけですがけれども、本市のこの実際の予算を見ますと、14年度には、前年13年度から見て、むしろ減っているわけですね。15年度の予算では、小中学校ともに近年にない大幅減額になっているということで、この点については、どのようにお考えでしょうか。

（学教）施設課長

14年度からの取組の関係なのでありますが、確かに14年度については、小学校においては前年と同額、もしくは中学校においては30万円ぐらいの減額がされております。財政状況が厳しい中で、確かに国の方の扱いとしては、5年間で650億円、年間130億円という交付税対応ということですが、市の財政状況の中では、すべてそういう額にいかない中で、なおかつ前年並みの確保と。14年度についてはそういう対応をしまして、個々の子ども1人当たりの単価だけをとらえてみますと、児童・生徒数が減っているものですから、単価だけを取り上げると、若干前年度より上回っているという結果でありました。なお15年度については、15年から16年を加えると、3か年、特にたいへん厳しい財政状況という中で、教育費についても、かなり大幅な削減をされております。、図書館の整備費だけでなく、ほかの費目についても、かなり削減をした状況があります。そういう中で、15年については約100万円、14年度と比べて15パーセントのカットとなったわけです。

斉藤（陽）委員

そこが余りにも大幅すぎるのではないかとということなのでありますが、私ども先日、各市内の小中学校の何校か、実際に図書室をお伺いして、現場の実情を拝見し、ご意見を伺いながら回ってきたのですが、その中で、総合的な学習の時間というところで、各児童・生徒がいろんな調べ学習をします。そのためには、学校図書館の役割というのが非常に高まっていると。資料的なものになる年鑑だとか図鑑だとかという書籍は、どちらかというが高額なものが多い。しかもそういった学習に使うということで、何セットか用意しなければならないということで、1セットをそろえるのに、1万円とかかかってしまう。それを何セットも用意するという、非常に高額な、通常我々が家庭で書籍を購入するようなことには当然比較にならないぐらいのお金がかかってしまっているということで、予算増額についての要望は非常に強いのではないかとこのように思うのですが、この点について、教育委員会ではどのように認識をされておりますか。

（学教）指導室長

今、委員ご指摘のとおり、総合的な学習の時間が昨年度から本格的に取り組まれているところでございまして、とりわけその中では、みずから学び、みずから考えるという力を育てていく上では、調べるといことはたいへん重要な活動だと考えているところでございます。したがって、各学校では、それぞれの学校の総合的な学習の時間の内容を踏まえて、資料等の整備を進めているところでございますが、とりわけ現在、日進月歩という形で、さまざまな社会状況が変化しているところでございますので、私どもといたしましては、そのようなデータが進化するの早いということを踏まえていただきながら、その部分については、例えば今後整備が予定されておりますインターネット等の適切な活用などの組合せを考えていただきながら、購入の運用について検討いただければというふうに考えているところでございます。

斉藤（陽）委員

必ずしもインターネットで全部事足りるということには決してならないと思います。平成14年8月に、国は「子どもの読書活動の推進に関する計画」というものを閣議決定しまして、図書資料などの諸条件の整備・拡充ということを、国としては非常に力を入れて決めております。このようなことについて、文部科学省等から本市への通知あるいは連絡とありますが、そういったものが届いていないのかということについては、いかがでしょうか。

（学教）施設課長

平成14年8月に閣議決定された「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」ができる前の案については、東京事務所の方から、情報を得ています。できてからのことについては、私どもの調べでは、平成14年11月ごろ、事務連絡という形で、後志教育局の方から通知をいただいております。そういう中で、各所管で、この基本的な計画の内容について把握しております。

斉藤（陽）委員

そういう内容をじゅうぶんに把握されていて、しかもこのような状況になっているということは、確かに市の財政状況が厳しいということは、私もじゅうぶんに理解するとしても、未来を担う児童・生徒の教育のために、非常に書籍、図書というものは大事な分野であると。この図書整備費は、むしろこういう状況にあっても、こういう社会状況の中にあっても、今後むしろ増額をする方向で検討すべきではないかということであり、財政が厳しいから、子どもたちの本は少なくともいいのだということにはならないと思うのです。ですから、いろんな財政の中で、バランスをとりながらも、児童・生徒の教育の図書というものについては力を入れていく、そういう方向が出されるべきではないかというふうに思いますが、この点について、教育長とそれから財政の担当者の方から、ご答弁をいただきたいと思います。

教育長

ただいまご指摘にありましたように、小学校、中学校生徒のための図書あるいは基本的な図鑑等の資料については、大事なものと考えておまして、今、非常に強い指摘を受けましたので、今後のいろいろな予算構成の中で、市当局にも我々として要請し、検討をいただくようお願いいたします。

財政部長

斉藤（陽）委員のご趣旨はじゅうぶん理解できるわけでございます。しかしながら、ここでちょっとお話をさせていただければ、地方交付税、それから税収を見ても、非常に厳しい状況があります。確かに小さな子どもの未来のためにそういった観点も必要でございますし、それから一方では、私どもの先輩を敬っていかなければならないという、お年寄りのための政策もしていかなければならない。そういうトータルの中で見たときに、どうやってバランスをとって、予算の配分をしていくか、非常に難しい問題でございますけれども、教育委員会の方でもいろいろな形の創意工夫もされているようでございますので、今後いろいろ話を聞きながら、どういったことができるのか、検討させていただきたいと思います。

斉藤（陽）委員

市税の滞納の現状と徴収について

質問を変えます。市税の滞納の現状と徴収ということで二、三、お伺いをしたいと思います。

まず、本定例会の冒頭、市長が提案説明の中で、今回の補正予算の編成に当たって、今、さんざん伺った部分ですけれども、最大の懸案は財源問題とした上で、その対策として、平成14年度からの繰越金の一部と公債費の不用見込額を前倒しで計上をしたと、これが1点。それから、平成14年度の税の滞納分を補正計上した、こういう2点を挙げておられました。

まず、お伺いをしますけれども、公債費の不用見込額の根拠とその額をお示しをいただきたいと思います。

（財政）財政課長

公債費の不用見込みでございますが、平成14年度の事業に係る起債につきましては、平成15年5月31日の出納閉鎖までに借入れをするわけでございます。当初予算に組んでおいた14年度分の比率よりも、実際に借りてみますと、おおよそ1パーセント程度、予算で見た利率よりも低く借り入れたものですから、その分を例年ですと不用額ということ、決算で余ったということにするのですが、本年度につきましては、財源対策もありまして、計算したところ5,500万円になるということで確定しましたので、その金額を財源としたものであります。

斉藤（陽）委員

これについては、非常に確実性が高いということで、いいことだと思うのですが、次にこの平成14年度の税の滞納分の補正計上という部分なのですが、この具体的な内容をお示しいただきたいと思います。

（財政）納税課長

税の滞納分の補正でございますけれども、固定資産税の滞納繰越分としまして4億4,400万円、それから都市計画税の滞納分としまして8,600万円、合計5億3,000万円の計上でございます。

斉藤（陽）委員

5億3,000万円ということですが、平成14年度決算見込みは、後から伺いますけれども、平成13年度決算での固定資産税の滞納繰越分の調定額、それから予算現額、収入済額と、それから予算現額に対する収入済額の割合、それから調定額に対する収入済額の割合、いわゆる収入割合、これをお示しいただきたいと思います。

（財政）納税課長

13年度決算の固定資産税の滞納繰越分でございますが、調定額は8億3,538万円、予算現額が1億5,740万円、収入済額が1億3,650万円、予算現額に対します調定額の分、収納率、収納割合ですが、これは86.7パーセント、それから調定額に対する収入割合が16.3パーセントになってございます。

斉藤（陽）委員

この割合については、86.7パーセント、16.3パーセントということですが、ここ数年間の傾向として、13年度が特に高かったとか、低かったとかと、そういうことはありますか。

（財政）納税課長

固定資産税では、収入割合の最近の傾向ということですが、平成10年度から収納率の推移を見ますと、10年度が19.7パーセント、11年度は21.0パーセント、12年度は17.9パーセント、13年度が16.3パーセントということになっておまして、13年度の収納率16.3パーセントは、特に他の年度に比較して高かったということではございませんでした。

斉藤（陽）委員

若干低目であるけれども、特に高いということではないですね。14年度決算の中での見込みについてはどうでしょうか。

（財政）納税課長

14年度決算見込みですが、調定額は9億9,397万円、予算現額が2億430万円、収入済額が2億8,022万円、予算現額に対します収納割合が137.2パーセント、調定額に対する収納割合が28.2パーセントということになっております。

斉藤（陽）委員

上がっているという感じはしますけれども、そこで15年度当初予算ですが、固定資産税の滞納繰越分というのが1億7,710万円計上されております。これが100パーセント収入され、予算現額どおり収入済だったとして、この調定額を14年度並みとした場合に、この調定額に対する割合ということでは何パーセント程度と見込まれますか。

（財政）納税課長

15年度当初予算の1億7,710万円につきまして、14年度調定額で割り返して、収入割合を出しますと17.8パーセントになります。

斉藤（陽）委員

大体これが当初予算の額といたしますか、例年でいきますと1億7,700万円ということで、これが100パーセント収入されるとというのが通常妥当な線かなという見方がされると思うのですが、今回、補正額が4億4,400万円ということで、当初予算額の2.5倍という非常に大幅な増額を見込まれている。これについては、これが100パーセ

ント収入済となった場合についての割合というのはどうですか。

(財政)納税課長

今回、4億4,400万円補正しておりますが、これと先ほどの1億7,710万円、それが合わせて100パーセントの伸びということで想定しますと、補正後の合計額が6億2,110万円になります。それを、先ほどの14年度調定額で割り返しますと、62.5パーセントになります。

斉藤(陽)委員

相当頑張らなければならないというか、62.5パーセントの収入ということになりますと、非常に大変なこと、努力しなければならないということだと思っておりますが、都市計画税については、今回補正が行われてはいますが、同じような状況と考えてよろしいですか。

(財政)納税課長

都市計画税につきましてですが、これは委員もご存じのとおり、納税通知書、納付書につきましては、固定資産税と都市計画税を合計した金額で課税して納入していただいておりますので、固定資産税と同じような傾向になるのかというふうに思っております。

斉藤(陽)委員

例年10パーセント台とか、せいぜい20パーセントぐらいの収入率のものを、6割まで上げようというためには、相当の努力、対策が必要になってくると思うのですが、この具体策はどのようにお考えでしょうか。

(財政)納税課長

収入の収納対策の具体策ということなのですが、我々は、固定資産税とか都市計画税に限らず、従来から収納を確保するため、夜間電話とか、夜間臨戸等によりまして、納税督促や分割納入などの相談を行っているところでございます。また、臨戸訪問など粘り強く交渉を重ねて納税を促し、特に長期滞納者、高額滞納者につきましては、特別呼出しや滞納の処分を強化するなど滞納額の減少に努めてきております。納税を担当する者として、これからも収納額を確保するために、よりいっそう努力していかなければならないというふうに考えております。

斉藤(陽)委員

徴収の問題なのですが、固定資産税関係と都市計画税の関係で、特に悪質という言葉は不適切かもしれないのですが、そういう滞納者数か件数あるいは最高の滞納額あるいは滞納期間、その他実態を明らかにできない部分もあると思っておりますが、明らかにしてもいい部分がありましたら、お知らせいただきたいと思っております。

(財政)納税課長

悪質滞納者に対しましての件数、金額、それから滞納期間につきましては、把握はしておりません。といいますのは、悪質滞納者の定義というのは特にありませんけれども、一般的に悪質滞納者といいますのは、年収の総額ではできるだけ収入があるにもかかわらず、滞納し、納税をしないと、それから財産を有しているけれども、納税相談に乗っていないとか、納税の約束をしてもすぐ履行しないと、そういったようなことで納税意識が希薄な者あるいは納税に誠意がない者を、その度合いによりまして、悪質滞納者といったときに表現されているということです。特に私の方では固定資産税とか、税目を限った者とか、また、全体的な形での悪質滞納者という把握は具体的にはしておりません。

それから、金額的には最高額というお話ですが、これにつきましては、今までいろんな機会でお答えさせていただいておりますけれども、特定、個別の滞納者、更正される可能性もありますので、お答えはちょっと控えさせていただきたいと思っております。

斉藤(陽)委員

そこで、今回の補正予算には直接かかわらないのですが、関連して市民税の方について伺いますが、市民税の滞納繰越分については、15年度当初予算で個人市民税が9,130万円、法人市民税が1,350万円ということで、10

年度と比べると、それぞれ5パーセントとか1.5パーセント減になっているわけですが、これについても当然収入率向上の努力ということはされていくわけですね。

(財政)納税課長

先ほどお答えしておりますけれども、特に税目に限って、こういった対策ということは、今年はいたしませんので、他の税目と同じく収納の確保に努力していくというふうになるかと思えます。

斉藤(陽)委員

基本的なことなのですが、この市税の徴収に当たっての一般原則といいますか、一般的な手続を簡単でけっこうですので、言っていただきたいのですが。

(財政)渡部主幹

徴収の一般的な流れということでお答えいたします。一般的な徴収手続といたしましては、初めに、任意の徴収である文書や電話による催告あるいは呼出しや臨戸訪問などによる納税相談を行います。これらの納税交渉の積み重ねによっても、なお納税に至らない場合は、地方税法、国税徴収法等の法律に基づく徴収として、財産調査や財産の差押えを行い、滞納となっている市税に充てることとなります。

斉藤(陽)委員

収入率の向上ということでは、非常に努力しなければならない、最大限徴収を行わなければならないということなのですが、この徴収を厳正、厳格に行えば行くほど、同時に徴収に当たっての公正性あるいは公平性という部分にも、じゅうぶん配慮がされなければならないということだと思っておりますが、まずこの点についてはいかがでしょうか。

(財政)税務長

徴収に当たっての公正性、公平性ということでございますので、滞納処分の執行に当たりましての納税者の権利保護ということがやはり大事でございます。それで、滞納処分執行に当たりましては、慎重に行うことが特に重要と考えてございます。したがって、個々の納税者の現状を、生活の状況だとかということを的確に把握いたしまして、交渉を進めることが大切なことであると思っております。

斉藤(陽)委員

ちょっとこの点について、実例でお伺いをしたいのですが、今、説明がありました差押えに当たるのかと思えますけれども、ある滞納者が個人市民税の徴収に当たって、その滞納者の個人の銀行口座から、ある一定金額が引き落としをされた。こういうような場合に、本人に対して、事前の通知、通告あるいは事後の通知はどのようなことが行われているのでしょうか。

(財政)納税課長

差押えに至る経過ということになるかと思えますけれども、一般的なこととお話しいたしますと、まず滞納になりますと、こちらから督促とか、催告書をお送りいたします。その中で納税相談等に応じまして、催告や呼出しで対応するというところを行っていますが、そういった呼出し等に応じない、そういう相談にも電話等でも一切ないという場合につきましては、特別呼出しというのを行っております。それで、納付にするか、又は納税相談に来てほしいというような形で催告いたしまして、それをやったらかなり交渉になりますけれども、そういったことがない場合、一応本人には差押予告書を交付いたします。それでもなお、それに対して応じないときは、財産等を調査いたしまして、その中で不動産とか、預金、それから働いている方については給与等の照会、そういった一連の財産調査をいたしまして、本人にそういった特別呼出しをし、差押予告すると。それに対してもなお履行がないときは、こちらで一定の手続をいたしまして差押えするということです。そして、差押えした場合については、速やかに本人に差押えの調書と、差押えしましたという通知をお送りいたしまして、一定の期間こちらで保管いたしまして、その間において相談等あるいはお話を承って、本人の誓約等があれば一部返すとか、全額返すとか、こちらに

本人からの相談等の連絡をとっていただければ、そういう形で進んでいきまして、最終的には税金から差し引いた分が滞納税に充当されるというような手続になっております。

斉藤(陽)委員

差押予告をすと言ったのですね。今の具体例の場合、滞納していた本人が失業中であったということで、その失業手当がハローワークから振り込まれて、40万円ぐらいということなのですが、30数万円が差し押さえられてしまったということで、生活費に事欠くということで、非常に生活ができなくなるということで抗議をした。結果、市としては返金に応じてくれたということなのですが、こういうようなことは、場合によってありうるということですか。

(財政)納税課長

特別な滞納者に関する具体的なお話はちょっとできませんけれども、委員の指摘されているケースにつきましては、こちらで金融機関に調査した段階では、残高があると、取引があるということがわかりましたので、それで差押予告書を発送して行ったわけですが、この段階では、これは委員が言われている失業手当ということは把握しておりませんでした。それで、差押調書を送付したときに本人からそういう申入れがありましたので、これはお話しさせていただいて、確認しましたので、失業手当は生活費ということに位置づけられまして、差押財産の禁止財産の方になっておりますので、いろいろな問題はありましたけれども、一応返還したと。それで、その後の納税については分納の約束を得て行ったということで、本人の申出を受理しております。こういうケースはめったにない、事前にわかれば取りませんので。

斉藤(陽)委員

そう頻繁にこういうことが起きると困るのですけれども、そういう失業手当だとか、あるいは年金だとか、非常に生活に切実なお金といえますか、そういったものはじゅうぶん調査をして、差し押さえるにしても、慎重な対応が必要になるだろうというふうに思います。こういうトラブルを避けるためには、徴収の公正性、公平性を確保しながら、基本的にはきめ細かな納税相談というものが必要になってくると思うのですけれども、小樽市の税務あるいは市の行政全般に対する市民の理解といいますか、本当に一生懸命市役所は頑張ってくれているのだという市民の共通理解があって初めて、納税というものもスムーズにいくというふうに考えるわけですがけれども、この点について、行政の説明責任という部分で、総合的な見地からどうでしょうか。

財政部長

財政サイドからのお話ということでさせていただきますけれども、ケースによってはいろいろな行き違いもあったりして、後から双方でそれなりに相談しながらやるということでもうまくいっているケースや、トラブルになったり、いろいろあります。私の方としては、いたずらに法権力を行使して常日ごろやっているわけではございませんで、担当の職員は相当時間をかけて、粘り強く相談をさせていただいて、交渉させていただいています。やはり基本的には自主納税というのが原則でございますけれども、毎年度多額なそういった滞納を生じるという中では、職員も苦勞をしながらやらせていただいております。しかしながら、そういう中でも、先ほど税務長が申し上げましたけれども、納税者の権利への配慮あるいは保護という観点、これらは当然忘れてはいけないことでございますから、その辺を踏まえながら、じゅうぶん納税者の理解を得るような形の中で、これから市としての姿勢をきちっと示しながら、対応していきたいというふうに考えてございます。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

佐々木(勝)委員

小中学校の施設整備について

今年度は21世紀プランの実施計画の最終年だと押さえております。いろんな形が出てくる中で、確かな政策評価システムを取り入れて、そしてそれをつなげていくということに関心を持っているのです。その点については、また、別な機会にやりますけれども、そういう面で第2次の最終年度、13、14、15と詰めてきたというふうに思います。そういう意味で、この部分についての総括、どういう面で点検、検証という観点で絞らせて質問させていただきます。大きく学校教育と社会教育の二つに分けて質問したいと思います。

今、いろいろとやりとりしますけれども、やっぱりねらっているところは教育環境条件整備であったり、それからその後、続く小樽のまちづくりにつながっていくと、こういうふうに私ども思うわけですがけれども、その実態と現状はどうなっているかというところで質問させていただきます。

一つは、小中学校の教育の推進にかかわる部分で、従来から言われてきておりますけれども、小樽の学校で新築、改築、いろいろやりますけれども、前回も出ました耐震構造がどうなっているのかという問題提起をされていましてけれども、現状、小樽の学校に対するこれまでとってきた施設整備の問題、そのところについてお聞かせください。

まず、これまでとってきた学校校舎などの整備事業ということで、推移してきていると思います。特に、この21世紀プランにかかわって、この学校校舎などの整備事業本体としての部分で、13年度、14年度、15年度の個々の実績をお知らせください。

（学教）施設課長

校舎設備にかかわりましての実績ということで、21世紀プランについての部分に関して、平成13年度では幸小学校、それから潮見台中学校、これは平成12年度からの継続事業であり、平成14年度においては、塩谷中学校で大規模改造事業がありました。その他校舎づくり等で考えますと、長橋中学校が平成15年度に校舎の改造が、大規模ではございませんけれども、内部改造の形で工事を実施しております。

佐々木（勝）委員

一応この13、14、15年度の実施計画の中では、一定の予算規模、事業計画を持っていたというふうに思います。この整備事業にかかわる14年度決算が、今、出るようだと思いますけれども、一定の数字が出ますか。

（学教）施設課長

14年度決算はまだ出ていませんけれども、おおよその数字については、大規模の部分では、平成13年度において幸小学校約4,900万円、5,000万円近くです。それから、潮見台中学校が5,750万円。ただ、これは平成12年度からの継続事業ということで、幸小学校については総額では約8,500万円ぐらい。それから、潮見台中学校では約1億2,000万円ぐらい、それが一応大規模改造としてトータル的な事業費です。それから、14年度に実施になった塩谷中学校についても、おおよそですけれども約4,200万円、そのような形で実施しております。

佐々木（勝）委員

そうすると、今の数字の中には、現在、菁園中学校の新築の関係というのは、カウントしないということになりますか。

（学教）施設課長

私ども申しましたのは、大規模改造の部分でお話ししたところでありまして、菁園中学校は別に新增築事業をやっております、13年度から調査も含めて実施しているわけですがけれども、13年度については約4億3,000万円を、それから14年度については9億5,000万円ぐらい、そういう形で事業を実施しております。

佐々木（勝）委員

市長答弁の中にも、苦しい財政の中であっても、教育環境を整備するためには力を入れていきたいと。先ほど公明党斉藤陽一郎委員からも内容についての図書の実践のことが、また、校舎の増改築等を含めての力を入れているということで、今、理解をするところですがけれども、予定どおりこの3か年間での予定といたしますか、事業規模と

いいですか、個々に見合う形になっているのでしょうか。それとも、多少やっぱり財政事情等もあるということで、ダウンしているのでしょうか。

（学教）施設課長

第2次実施計画で突合とありますが、ある程度実施の中では今言った大規模改修、それから菁園の新增築というのは盛り込まれているものです。ただ、当初予定した中では、正直に言いまして、長橋中学校が老朽化ということで、大規模改修もシート作成時には考えていたのですけれども、財政上の問題、それからいろんな校舎を取り巻く環境を見まして、実際には手をつけないと、そのような経過はあります。

佐々木（勝）委員

そうすると、この大規模に限っている部分についてやっておりますけれども、今後の見通しについてはどのように押さえていますか。

（学教）施設課長

これからの校舎整備の在り方でございますけれども、冒頭で委員の方からご指摘ありましたように、耐震化という問題もいろいろ提起されております。その他、老朽校舎、危険校舎、それから細かく言えば学校トイレの問題、屋根の防水、雨漏りだとか、そういう要望があるたびに直さなければならないところがありまして、これからの学校施設整備については、中長期的に、例えば簡易なものであまりお金のかからない事業については、補助的な予算があれば対応していきたいと考えておりますけれども、経費がかさむものについては、市の財政状況と照らし合わせながら、中長期的な考えの中で、整備を組み立てていきたいと、このように考えてございます。

佐々木（勝）委員

そうすると、校舎そのものを新築する計画とか、そういう考えは今のところないというふうに押さえてよろしいですか。

（学教）施設課長

現在のところ、確かに耐用年数的とか、かなり年数の経過した校舎もあります。そういう中で、今後についてはいろいろそういう校舎の問題を取り組んでいかなければならないとは考えておりますけれども、当面このような財政状況の中では、新たな学校の新築だとか、それから大規模な改修というのは、なかなか難しいものもあるのかなと。学校の持つ老朽化なり危険度なり安全対策なり、その辺を考慮しながら、先ほど言いましたとおり、いずれ中長期的な計画の中で、取り組んでいく必要はあるのではないかと考えております。

佐々木（勝）委員

今日で結論が出るわけではないですけれども、問題提起をしておきます。

それで、いろんな施設のある中で、一番環境整備が一般にできていないところはどこかというのと、やはり全国的に見ても学校ではないかと。生活環境がよくなっていくというのも、これは大事なことのだけれども、どうしても子どもたちがそこにいる状況の中では、大規模校のときには我慢、我慢と、こういう形でしてきたけれども、やっぱり一定程度落ち着いた環境の中では、子どもたちの生活環境ということを考えれば、やっぱりその整備は充実していかなければならないのだらうなというふうに、私は現場にいて常々思っておりました。そういう面で考えれば、現場で生活しているわけですから、現場の声というのが、やはり行政の方に届いていくということが大事なのだらうなというふうに思います。そういう面では、子どもたちの声を行政の方に吸い上げてくるということも私はしていかなければならないかなというふうに思いますけれども、今、後半出ました学校の大規模の部分については、ひとつ置いておきます。

簡単に言うと、学校の修繕とって、先ほどの話だと多少修繕するとか、そういうようなところで大きなものできないけれども、学校の新築等の部分は除いて、今ある学校環境の整備とありますが、そういうことに、現状どうなっているかということに目を向けたいというふうに思います。この辺のところについては、一応どうい

範ちゅうで整備といいますか、できる範囲内でやっているのだということでお答えをもらったのだけれども、大きなものになれば、恐らく建築都市部の方に行くのでしょうか。学校関係となれば、簡単に言うと、整備の方で扱う部分については、非常に予算が足りないのかなというふうに思いますけれども、現状、この学校の大規模改造以外のところでの整備の実態というのはどうなっているのですか。

(学教)施設課長

大規模改造以外の通常言われる維持・補修にかかわる小さな部分といったらおかしいのですけれども、そのような対応をどうしていくか。基本的には学校内で起きる校舎の問題については、先ほど私も言いましたけれども、トイレの電気、それからボイラー、そこの施設、それから窓ガラスが壊れた、こういうことで多種多様なものの要求なり修繕依頼があります。そういう中で、ざっと13年度ですから、こういう範囲のところ、約400件ぐらいそういう要望がありまして、いろいろ細かいものも含めて手をつけていると、そのような状況にありました。そういう中で、今後としては、私どもが直接業者をお願いする部分と、やはり建築といいますか、そこを通して行わなければならない部分もありまして、いろいろ修繕とか設備の改修だとかをしているわけです。基本的には、いろんな要望もありますけれども、先ほども言いましたとおり、子どもたちが危険であるような状況に置くというのは、やっぱり一番問題があるというふうに考えます。そういう部分では、何を最低限にするかということ、安全対策の順番を一番に置きまして、その子どもの身を守るといったらおかしいのですけれども、これも影響のない、それから教育活動に支障がないと、そういう部分で修繕なり校舎の部分改修なり、そういうもので対応していると、それが実態であります。

佐々木(勝)委員

一つの例を出しますけれども、学校全部ではないのですけれども、雨漏りがすると。これはいろいろなケースがあるのだと思うのだけれども、例えばその雨漏りしているという状態を現地を見て判断するというか、雨漏りの原因を多少なりとも確かめていきながら、それに対する対応といいますか、そういう面についてはどうでしょうか。

(学教)施設課長

雨漏りについても、原因がいろいろありまして、当然屋根の老朽化とか、例えばわきから差し込むとか、いろんなケースがありまして、その都度現地に行きまして、校舎の状況を、屋内体育館の状況を把握しながら、どのような処置がとられるか。確かに防水にすれば改善はできると思うのです。屋上防水なんかというのはかなり費用がかさんだりする場合が多いもので、応急処置的に、その部分、部分を改修していると、それが実態です。ただ、場合によっては、屋根の改修なども以前にやったことはあります。雨漏りについては、そのような形で対応しております。

佐々木(勝)委員

だから、危険度のあるものを優先するということになれば、今の耐震構造だとか、その辺のところは危険がある。応急的なところということになって、いち早い対応はしているというふうに私も思います。しかし、この仕事はこっちだ、あっちだとかと言っているうちに、いずれ校舎がどうなるのかということなんかも、対応の遅れではないのですけれども、手をかけられないところは、いったうちの学校どうなるのだろうというような、別な問題が派生していくようなところもあったものですから、新築ができないということはわかりますけれども、環境整備のためには、やはり現場の声をよく受け止めて、できる範囲内で、できるだけ整備をしてほしいと。前には、中学校の適正配置のところでは、手をつけないのはなぜだということで、いずれこうなるのだろうということで、読みをした感じもありますけれども、現状の中では、できるだけの手当といいますか、その辺のところは現場とよく話をしに行っていたきたいというふうに要望しますけれども、どうでしょうか。

(学教)施設課長

学校施設の整備要望については、今、委員がおっしゃったようなことも含め、小学校・中学校長会、それから市P連、それから北教組、実はいろいろな団体から似たような学校施設要望等が寄せられております。そういう中で、どのような整備が必要なものが、学校側と連携をとりながら、今後とも進めてまいりたいと考えております。

佐々木(勝)委員

中体連の支援事業について

学校教育のところで、もう一点だけ伺います。これは中学校の体育関係の支援事業なのですけれども、これまで中学校に体育関係を含めて、どんな支援事業を行ってきたのかを。

(学教)学務課長

中体連の支援事業ということで、21世紀プランの2次計画の中で、平成13年度からやっております。この間もありませんけれども、中学校体育連盟の運営費、それから全道・全国大会の派遣費、交通費、宿泊費、参加料とかといったものに対して助成をしております。また、小樽で行われます中体連の全道大会においても助成をしております。

佐々木(勝)委員

今の話でいきますと、大会運営費に対する助成ということで押さえるのですか。そのところで、整理させていただきます。体育連盟等について、支援事業ということになるのですから、その中身をもう少し説明してください。

(学教)学務課長

支援事業の中身でございますけれども、先ほど申し上げましたように、私どもの科目からいくと、負担金及び交付金という中で出しております。補助金ではなくて中体連の運営費という中で、出しております。それから、全道・全国大会の経費ですけれども、それも同じ中身でございますので、補助金として支出しております。

佐々木(勝)委員

細かいこととなりますけれども、一定程度のいわゆる支援をしているということで、当初事業の見積りのところの数字を引いたと思えますけれども、13、14、15年度と具体的に数字をはじき出すことはできますか。

(学教)学務課長

13年度につきましては、先ほど申し上げましたように、中体連の運営費、それから全道・全道の経費、それが60万円、それから小樽市で行われました全道の相撲大会に対する補助金が9万8,000円、それから14年につきましても、中体連の運営費、派遣費で600万円、それから小樽で行われました全道のバドミントン大会に対する負担金10万円、今年度につきましては、540万円ということになってございます。ただ、今年度は全国の中体連の体操と新体操が小樽で行われますので、それに対する補助金として500万円を計上しているところです。

佐々木(勝)委員

そうすると、一定程度、体育関係については数字は保っていると、こういうことで認識できますか。特別、今回の場合、全国の中体連の中学校の体操の分がついたけれども、ついたので多少なりとも下げたということでしょう。14年度の実績から見ると、下がっているわけでしょう。13、14とありますが、そこら辺ちょっと。

(学教)学務課長

14と15を比較しますと、今年度は補助金の1割カットということで、60万円を減額して、予算計上しております。

佐々木(勝)委員

いわゆる流れといいますか、それはわかりました。この中学校関係の分については、中身は違うけれども、条件整備の関係で、学校開放のところは、中学校は今年から外しているということですね。だから、子どもたちが活動できるいわゆる条件整備がちょっと変わっているなという感じは、この間も思ったのですけれども、やっぱりこのところで、中学校関係の部分からとして要望といいますか、これらは来ていますか。

(学教)学務課長

雰囲気的には、中体連の方はいろいろかかる部分というのもございまして、お話は聞いてございますけれども、一応、小樽市の財政状況等もお話する中で理解を得ておりまして、中体連の方でもそれぞれ工夫をされて運営をしていると。教育委員会としても、計画的な部分でなくて、手助けできる部分については手助けしていくということで、中体連の方とはお話をしてございます。

佐々木（勝）委員

わかりました。これも含めて、現場との対応をしっかりとやって、そして不平のないようにしていただきたいというふうに思います。

学校教室の開放事業について

では、その次は社会教育の方に。

社会教育というと、今は生涯教育という感じでございますから、大きく膨らませて、生涯学習の推進のための基盤整備という枠で考えてみた場合、学校教室の開放事業というのが、この「21世紀プラン」の中でもうたわれていたというふうに思います。この事業目的と事業内容についてお知らせください。

（社教）社会教育課長

学校教室の開放でございますけれども、これにつきましては、市民の文化・芸術活動の振興を図るために、市内在住又は5名以上の所属団体に学校の特別教室等を夜間開放いたしまして、活動場所として提供するというような状況でございます。

佐々木（勝）委員

その事業を開始したときと、それから事業の目的をしっかりとっておきたいと思うのですけれども。

（社教）社会教育課長

開始した時期につきまして、今、資料を持っていませんけれども、目的でございますが、先ほども佐々木委員もお話になりましたように、生涯学習という観点から、振興という意味合いにおきまして、なかなかこういった団体は文化芸術等で市内に練習する場所の確保が難しいということもございまして、そういった中で、やはりこの学校の開放という部分で、寄与しているのではないかと考えております。

佐々木（勝）委員

そこで、この間も、私、言葉を気をつけようということいろいろと来ているのですけれども、学校教室の開放事業というと、教室という枠の中で、これを学校は社会教育が学校教育と連携をとりながら活用していくということだとこのように押さえているのです。だから、なお施設のいわゆる整備充実というのが、どうしても望まれるところではないかなというふうに思っています。それで、表題が事業内容からすれば、主にこれは小学校の特別教室、それからいわゆる余裕教室、その夜の開放という位置づけでないかなというふうに思うのですけれども、小学校の特別教室、余裕教室ということに絞って仕事を始めたというのが、現状では、どうなっていますかということなのですけれども。

（社教）社会教育課長

現在、文化系の夜間開放につきましては、小樽市内では量徳小学校と、それと稲穂小学校ということで開放いたしております。教室につきましては、その学校によって違いがございまして、音楽室や家庭科室、図書室、視聴覚室、その他特別活動室等々、余裕教室も一部使用しているところもございまして、現在においては、市内では二つの小学校を利用しております。

佐々木（勝）委員

今、量徳と稲穂、これしかスタートしていないのだよね。この2校しか該当していないのですね。それで、ここに係る事業予算ですけれども、13年度、14年度、15年度と、この数字を上げられますか。

（社教）社会教育課長

13年度予算と、それと14年度予算が156万7,000円でございます、今年度予算は149万5,000円という予算でございます。

佐々木(勝)委員

やっぱり予算が下がっていますね。希望しているところは同じ。だけれども、下がっている。この要因は、先ほどと同じですか。

(社教)社会教育課長

これは全体的なシーリングの実態もございますけれども、現状、利用団体が20団体という形で登録をしておりますけれども、実際に利用されているのは16団体ぐらいだということで、全部が使われていない部分もございますので、そういった余裕も絡めての予算づけということでございます。

佐々木(勝)委員

20団体が多少なりとも減っているということともあわせて、この事業は今後どうなっていくのですか。

拡大の傾向にして、使いたいという人たちはいるのですよね。どういう使い方をするかということがよくわからない部分もあったりして、施設利用についての宣伝といえますか、こういうようなことも含めて。

(社教)社会教育課長

今後ということでございますけれども、これは受付を年2回実施をしております、その使う曜日については、各団体が調整をして使っていただくという形になります。今のところ、特に私どものところには、学校をかえてほしいといったような要望は来ておりません。ただ、こういった中で、今後ともいろんな団体から、使いやすい教室だとか、あの学校は地域的にこちらが便利だというお話があれば、また、その話を聞きながら検討していきたいというふうに考えております。

佐々木(勝)委員

学校施設の活用について

それでは、最後のところ、こういうふうに言ってわかりますでしょうか。学校週5日制に対応した施設の活用という、その利用、この中身の部分について説明できますでしょうか。

(学教)総務課長

施設の件も、内容なのですけれども、指導内容に及びまして、屋内体育館、まずバスケットボールとかバドミントン、卓球、ドッジボール、バレー、ミニバレー、それから雨が降ったりしますと屋内を使うという場合がありますのですが、サッカー、これは屋外のグラウンドを使うと、それから野球。あと体育用具を使う中で、マット運動、鉄棒、縄跳び、フラフープ、跳び箱、一輪車と。それから、コンピュータ室を開放してパソコンを使ったり、図書館を開放して読書、それから将棋、オセロ、トランプ、折り紙、そういうようなものを使っております。

社会教育部長

我々の施設の中では、11の施設で活用をしています。その一つとしまして例えば青少年科学館、高島温水プール、手宮洞窟、旧日本郵船、温水プール、そういったもろもろの施設を動いております。

佐々木(勝)委員

それで、こういうふうになりますと、学校施設の開放は、中学校は今年度からやめた。それは予算の都合によるというか、活用の仕方が思ったよりも、という話があったね。中学校をやめた、小学校の方に力点は移っているわけですが、この事業規模の予算、13、14、15年度と、これの数字わかりますか。

(学教)総務課長

まず、13年度ですが、これにつきましては、当初480万円です。そして、14年度につきましては、837万4,000円、それから今年度は564万円ということで、今、13年度は月2回です。そういうことで、14年度は拡大したということです。そして、15年度については、先ほど委員からご指摘ありましたように、中学校を廃止したということで、

560万円になったと、こういう状態です。

佐々木(勝)委員

よって、その後、これは点検した結果、下がっていく方向にあるわけだけれども、今後のこの開放事業についての考えというのは、どうなの。

(学教)総務課長

開放状況なのですが、小学校の部分は、やはり低学年の方がいますので、実際の利用状況を見まして対応していかなければならない。そして、中学校につきましては、この3年ぐらいの間、予算要望時期に合わせまして、利用状況、それから利用要望等含めて、見てきた結果、今年度中止したということでありまして、今後小学校の子どもさん方がどんな形で使いたいのか、その辺の要望をもっととらえて、要望に沿った形で進んでいきたいと、このように考えています。

佐々木(勝)委員

もう一件ありましたけれども、割愛します。要するに、冒頭申しましたように、子どもたちを取り巻く教育環境、それから条件、これには精いっぱい努力をして、環境整備に当たってもらいということをお願いして終わります。

委員長

それでは、民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。なお、再開時刻は3時20分といたします。

休憩 午後3時00分

再開 午後3時20分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党。

菊地委員

消防の適正配置問題について

北野議員が代表質問でしました消防の適正配置の問題につきまして、何点が質問したいと思います。

まず最初に、6月4日付けで出されました消防長の通達第9号に関してお尋ねしたいのですが、この庁達第9号は何を目的に職員に通達したのかということについて教えてください。

消防本部次長

このたびの庁達第9号でございますが、適正配置計画に基づきまして、花園ポンプ車1台の編成方法についてお示ししたものであります。

菊地委員

もう少し中身について、詳しくお願いしたいのですけれども。

消防本部次長

庁達第9号の内容の概略でございますが、平日につきましては、本部員で編成することとしている内容になってございます。また、夜間・休日につきましては、花園管内居住者が2次出動で招集して編成すると、こういう内容でございます。

菊地委員

夜間・休日における花園ポンプ予備車の編成についてなのですが、花園管内に居住する本部職員を除く消防署の

交代勤務者というのは、非番の方という意味ですよね。それでよろしいですか。

消防本部次長

そのとおりでございます。

菊地委員

それでは、非番の職員を居住地別に編成できるのは、警防業務規程のどの項に基づいて、そのようなことができるのかという根拠についてお示してください。

消防本部次長

火災出動におきましては、居住地別の編成という規定上、そういう表現はしてございませんが、小樽市警防業務規程いわゆる地震、津波につきましては、居住地別という表現はしてございます。火災出動におきましては、地形上、居住地別という表現はしてございません。ただ、警防業務規程第25条の規定によりまして、従来から予備車を編成する隊員を職員の中から指名し、予備車を編成しているところでございます。この編成は速やかに編成できるように、予備車を配置している各所属管内に居住する職員を署長が指名し、編成しているものでございます。このたびの花園ポンプ車の編成につきましては、近くに居住する花園管内居住者を指名し、編成することとしたものでございます。

菊地委員

それでは、もう一点、非番の職員を招集できるというのは、どの視点に基づいているのか、お願いします。

消防本部次長

非番職員の招集につきましては、消防業務規程第28条でございます。ただ、このたびの花園管内居住者の2次出動におきます招集につきましては、第28条の考えから、この庁達で示したものでございます。

菊地委員

非番職員の招集については、警防業務規程の第26条に、「消防長、署長又は現場最高指揮者は火災又は災害が発生し、もしくは発生のおそれがある場合で、特に必要があると認めるときには第27条に規定する非番職員を招集するものとする」、ここが非番職員の招集根拠になるのではないのでしょうか。

消防本部次長

今のとおりでございます。これにつきましては、従来からあります3次、4次出動について、第26条でうたっておるところでございます。このたび花園管内居住者の招集につきましては、錢函を除く管内で2次出動が発生した場合に、花園管内居住者を招集するということで、庁達の中で2次出動が指令された時点ということで示したものでございます。

菊地委員

そうすると、庁達の招集文書を正当化する根拠というのは、この警防業務規程の中のどこにもないということではないのでしょうか。

消防本部次長

この庁達でございますが、消防組織法の消防長が職員を指揮監督すると、この代表的なものは職務命令でございます。公務員法によりまして、職員は職務の命令に対して忠実に従う義務があると、こういった流れから庁達で消防長の職務命令として発信したものでございます。

菊地委員

そういうことになりますと、この庁達は100パーセント拘束力を持つということですか。

消防本部次長

消防長の職務命令として発信したものでありますので、拘束力はあるものでございます。

菊地委員

そうすると、故意ではないにしても、さまざまな事情で招集に参じなかった職員については罰則とか、そういうことも考えられるということでしょうか。

消防本部長

庁達後、指名しましたが、不都合が生じる場合におきましては、あらかじめ他のグループの職員と調整をすることも可能であるというふうに示しているところがございます。したがいまして、交代したからといって、処分の対象になるとか、それは状況によるかと思えますけれども、理由があればそれは交代可能であるということは示してあるところがございます。

菊地委員

それでは、今回のこの庁達では花園管内に居住する職員だけが休日・夜間、通常の招集のほかに新たに招集が加わるということになりますよね。そのことについて職員の受止め方はいかがですか。

消防本部長

庁達を発信する前に各所属を回り、庁達内容について事前に説明したところがございます。この中で、交代は可能なのか、あるいは酒を飲んだときはどういうふうになるのか、縛られるのではないかとといったいろいろ率直な意見等がございました。その中でいろいろ説明しまして、このたびの招集については、花園管内居住者については2次になりますけれども、火災の規模により招集規模を2次、3次、4次と段階的にそういったことで効率的な運用をするためにやるのだと、協力願いたいというような説明をしたのでございますが、ほぼ理解を得たというふうに思っております。

菊地委員

必ずしもそうではないのではないかなというふうに、私はいろいろ職員の方からお話を伺っていますけれども、今回の問題につきましては、1台のポンプ車を火災の2次発生で編成するために、夜間・休日に限って一定の区域の一部の職員だけに新たな編成のための待機というか、招集とか、そういうことを通達するということでは、職員の精神的なプレッシャーとか、そういうことがこの一部の職員のみにかかるのではないかとということで、私は労働強化になるのではないかとということで心配しているのですが、その辺についてはいかが考えますか。

消防本部長

このたびの花園ポンプ車の編成につきましては、各所属を含めた全員でやる方法や、また、予備車、夜間・休日になりますと、花園の今の予備車も含めて8台あるわけでございますが、例えばその予備車ごとの編成とか、いろいろ考えました。しかしながら、各所属におきまして、火災の規模により予備車を編成するわけございまして、そちらの他管内の居住者を花園に持ってきますと、今度、規模により、地元での予備車を編成するという形になり、全体のバランスがとれないという中で、この編成が一番いい方法、現在最善の方法でないかという考えの中で庁達を発信したわけでありませう。

労働強化になるのではないかというお話でございますが、確かに今までなかった2次出動でございますので、特別労働強化と言え、我々消防職員はいつでも連絡があったときに連絡がつくように。ただ、連絡がつくといいましても、自宅で電話番をしているとか、あるいはどこどこに集まってすぐ出動態勢で構えているとか、そういうことではなくて、連絡が常にとれるように、そしてまた、出動に対応できるように、これは我々基本的な心得といたしますか、消防学校の初任教養の科目としても、その辺は道義的な義務というようなことで教育を受けるわけでございます。そんなことでは心労的には多くなるかと思えますが、特別それをもって労働強化に結びつくとは思っていないわけでございます。ただ、労働条件の一つの変更といたしますか、そんなふうになるのかなというふうに受け止めているところがございます。

菊地委員

今、現在では最善の方法だというふうにおっしゃっていますが、これはこの先どのように、やるつもりなのかど

うかということについてもお聞きしたいのですが。

消防本部次長

本会議で市長、消防長からも答弁させていただいておりますが、新体制を進める中で改善すべき点があれば、じゅうぶん検討してまいりたいと、こんなふうに考えているところでございます。

菊地委員

消防職員の皆さんが本当に大変なご苦勞をなさって日々仕事をなさっているということは私も重々承知していますし、そのことについては敬意を払っているつもりです。6月2日には、神戸で消防職員3名が殉職されるという痛ましい事故も起きたばかりなのです。そういう意味では、一たん現場に駆けつけたら、常に死と隣り合わせという大変な業務であるということから、連帯感や信頼感が何よりも重視される職場でないかなというふうに思うのです。こういう庁達で、職員の間で混乱や動揺が起きるようなことがあったら問題だなということで、できるだけ早くこの庁達の速やかな解消を望みながら、さらには今回、職員が10名削減されたということで、このように大変な、無理なといえますか、編成にもなるわけですよ。先ほど自民党の成田委員もおっしゃっていましたが、今回の適正配置の問題では、本部の職員の皆さんに大変な苦勞し、ここまで言ったらどうか、ちょっと正確ではないかもしれないけれども。

（「言っていなよ」と呼ぶ者あり）

消防団の協力を仰いでいくということも大事なことですけれども、やっぱり地方自治体として市民の安全、財産を守るという、この根幹がきちんとしていなければ、だめだと私は思います。それにこの先、さらに職員を削減するというような適正配置についても、改めて考え直していただくように要請しまして、とりあえず私の質問は終わりたいと思います。

北野委員

消防の庁達について

ただいまの菊地委員の質問にかかわって、一つだけ聞いておきますけれども、庁達と業務規程、これらの間には整合性があるというふうに断言しているのですが、そういうふうに受け取ってよろしいですね。

消防本部次長

このたびの2次出動の招集につきましては、庁達での職務命令として発信したものでございまして、我々、規程、要綱、庁達に矛盾はないものというふうに考えているところでございます。

北野委員

その答弁を聞いて、後でよく検討した上、再度質問があれば質問させていただくことといたします。

石狩開発の問題について

次、石狩開発の問題について伺います。今回の石狩開発株式会社の再生計画のポイントについて説明してください。

（企画）迫主幹

石狩開発の民事再生計画の取組についてであります。リストラや財務体質の改善ということにつきましては、もちろんでありますけれども、かなりのオーバーローンの状況でございましたので、一つには負債の削減、それから増減資のセットによるバランスシートの改善というのが主眼だと思えます。

具体的に申し上げますと、資産評価を300億円といたしまして、その300億円に合わせた形で、負債の350億円の債務をカットするという、それから300億円の増資につきましては、債務の株式化によって増資を行うということ。その後、100パーセントの減資を行うということになってございます。そのほか、設備投資が少なくなる経常収支につきましては、土地の分譲とあわせて推進していくということになっております。

北野委員

それだけですか。

（企画）迫主幹

申しわけございません。そのほかにつきましては、この民事再生計画につきましては、基盤整備事業にかかわります開発者負担の協定の廃止についても盛り込まれているところでございます。

北野委員

開発者負担が、もしそのまま認められるとすれば、小樽市には具体的にどういう影響がありますか。

（企画）迫主幹

この開発者負担協定につきましては、小樽市の場合、簡易水道事業の単年度の収支の不足額について、従来、石狩開発が補てんしてきておりますので、その不足額を小樽市が負担することになるかと思えます。

北野委員

助役に伺いますけれども、石狩開発の開発者負担をなくすということについては、今回、認可された再生計画の一つのポイントになっているのですけれども、小樽にとってはマイナスの要素です。これを小樽市としては公式に認めたのですか。

助役

市としては、認めてはいないという形です。ただ、再生計画の中で、再計には賛成ということですから、ちょっとその辺の扱いについては、今後いろんな中で、これは道も絡んでいる話ですから、協議をしていくという中で市の判断という中で、再生計画には同意をしたという形になってございます。

北野委員

企画部に伺いますけれども、3月議会までの説明のときに、簡易水道の負担金、これとのかかわりは補正予算で組まれたわけですけれども、今回の開発者負担がなくなるということとの関連で、道との話合いも継続していたのですが、それらが全部打ち切られて、今回の開発者負担をなくすということだけでけりがつけられたのですか。

企画部次長

開発者負担のことでありますけれども、まず石狩開発株式会社が破たんしたということで、小樽市と石狩開発株式会社の中でのいろんな協定というのは、一つには、ある程度整理しなければならないだろうと。ただ、北海道との関係というものがございまして。北海道との関係について、今後いろんなワーキングなんかも入れながら、小樽市の考え方主張するものは主張して、この取扱いについてどうするかという、そういう方向性を協議していく、こんなふうに考えております。

北野委員

わからない話ですね。小樽市が再生計画を認めたという大きな土俵の中に入ってしまったのですよ。北海道との話合いをすと言ったって、北海道からおまえ認めたのでないかと、開発者負担をなくすということは、小樽市が払えということだというふうに関き直られたら、何と答弁するの。

企画部次長

そのプロジェクトの中では、やはり道の一つの不利益というものが、また、道の考え方もございまして、その中で、北海道が担うべき役割という部分中の中にあつた。そういうことで小樽市と北海道との間で、小樽市のいろんな財政、自治体の財政に大きな影響を与えないような、そういう協議は今後も続けていくというお話もありまして、こういういろんな政策に小樽市も同意しているという状況がございまして。

北野委員

そうすると、次長の話だと、北海道は、小樽市は開発者負担をなくすという、そういう基本的なことに同意したけれども、簡易水道の負担については、北海道としては引き続き小樽市と話をしていくという説明ですよ、あなた

の説明は、北海道のどこの部局のだれがそういうことを言っているのですか。

企画部次長

大きな枠組みの中でこうなるという、その負担を北海道が持つということが決まったということではなくて、まだ誠意を持って小樽市とはいろいろな協議は持ちますという部分では、北海道経済部との間で、そういう協議を行ってきたという経緯がございます。

北野委員

北海道の経済部がそうやって言っているの、そうしたら。間違いはないのかい、それ。2,500万円のことだよ。

企画部次長

一応、経済部の産業立地課とそういう協議を行っている経過がございます。

北野委員

ところで、今年の簡易水道の特別会計の中で、一般会計からの借入金で5,128万1,000円、このうち2,558万1,000円は今年度の平成15年度の簡易水道の分でしょう。既に小樽市は簡易水道をこのままにするわけにいかないということで、2,500万円でもう予算化しているのですよ。その上で、石狩開発の開発者負担をなくすという再生計画の骨組みを埋めたと。そこまで来たら、北海道が、話では何か期待を持たせるような話をしているけれども、実際問題として、簡易水道の負担金を平成16年度以降も小樽市が持たなければならなくなるのではないの。見通しについて語ってください。

企画部長

今、次長の方からもあったように、単純にこの簡水の協定といいますか、簡水の扱っただけの問題ではなくて、道庁と今、小樽市が話をしているのは、いわゆる石狩開発をめぐる北海道と小樽市、それから石狩市と北海道なりという全体の今までのああいふ簡易水道ですとか、そういう工水ですとか、そういったその水の関係も含めたいろんな枠組みがございまして、その枠組みをどのようにしていくかということについて、今、協議をしていますので、いわゆるその中の一つとして、今、簡水の負担金の問題について、私どもとしては何度か、北海道がこの分について将来にわたって負担をしていただきたいという、こういう軸足で話し合いをしている最中でございますので、今、どちらにしても石狩開発そのものが具体的に再生をされて、新会社になっていくというのは、現在、道議会で今されているというふうにお聞きをしている新規の北海道の増資がされて、現行の旧石狩開発株式会社の原資が確定をしていくという、こういう流れでございまして、そういったことも横にらみしながら、この3公共団体で、今、言った枠組みの協議をしていると、こんな話し合いをこの間から事務方でもってさせてもらっているということでございます。

北野委員

開発者負担ということで、今、理事者側は簡水と工水と、二つ具体的に挙げたのですけれども、そのほか開発者負担になっているものはあるのですか。

(企画) 迫主幹

広域にわたりますので、公共下水道事業を北海道が担当してございます。

北野委員

そうすると、大枠で、今、話したようなことが出たのですけれども、これは助役に聞きますけれども、まことにどうなるかわからない、小樽市にとっては不安な話ですよ。2,500万円にかかわる話ですから。それで、今、質問して答弁もいただいたのですけれども、基本を認めて部分的に何とかしてくれという話に聞こえるのですよ。こんなことで物になるのかと。簡水の負担ですよ。しかも、小樽市は15年度は予算措置しているわけですから。なし崩し的に押し切られる可能性がないのかと、こういう心配ですよ。この辺の心配はないのかということが第1点。

それから二つ目は、石狩開発の再生計画のポイントについて、先ほど答弁いただきましたけれども、資料によれ

ば評価額350億円削って300億円というふうになって、評価も下がったと、だから土地も安くなると。そのほかさまざまな土地の売り方があるというお話ですよ。そういうことで土地がどんどん売れていけば、小樽市域に企業が張りつくようになって、簡水の負担もなくなるだろうということなのですけれども、そう簡単に土地が売れるのかい。上乘せして、小樽市も1平方メートル何千円が負担して売ったけれども、売れなかったわけでしょう。結局、石狩開発の破たんということになってしまったのですよ。そういう部分的な措置をとっても、安売りの措置をとってもですよ。だから、この不況の中で、いわゆる再生計画で、さまざまな荷物を軽くしたといっても、果たして土地が売れるかというのは、また別問題ですよ。1回、道や小樽市が負担して土地を安く売ったけれども、そんなに売れなかったのですから。見通しについて、どう見えていますか。この2点について、お答えください。

助役

1回目の簡水の問題につきましては、ご承知のように、開発者負担の協定の部分については、万やむをえずといいますが、そういう中の道との協議の中で、再生計画に同意をしたということですから、せんじ詰めて、一つずつ詰めていくと、これが道と市と石狩開発との権利関係については、なかなか厳しいものがありますので、全体的な枠組みの中で道とこれから協議をして、何とか今まで石狩開発に負担していただいたものを、市が丸々負担がかぶさってくることはないように、道と協議をしているという形で、今後も鋭意それについては、道と協議を詰めていきたいというふうに思います。

それから、今の地価の評価額を下げ、ある程度売却価格を安くした中で、土地を売っていきこうということでございます。たいへん厳しい状況の中ですから、すぐ次から次と売れるような状況にはないとは思いますが、しかしながら、これは先般のマスコミ報道にもありましたように、社長もかわりまして、いろんなかたちでセールスをしているという中で、二、三の引き合いもあるということも聞いていますから、我々としてもそれらについては、新会社の中で積極的にこれらを売っていく。また、当然関係行政の方も、私どもも、いろんな形で連携をしながら、この売却に努めていきたいと、このように考えています。

北野委員

企画部に伺いますけれども、小樽市域の造成してまだ売れていない土地がどれくらい売れて、企業の規模にもよりますけれども、どれくらいの企業が張りついたら、簡易水道はとんとんになるのですか。

企画部長

具体的に張りつく、いわゆる水の使用量の問題ですから、どういった企業、業種が、用途が限られていますので、いろいろなたくさんの業種が来るとは思われません。少なくとも平均的な規模の部分では、細かい数字は別にして、基本的な部分としては、三、四社ぐらい来れば、現状としては何とかなるのではないかという見通しは立てているのですけれども、現状をお話すると、今、建っているところが増築するにしても、自前で水を確保するといいますが、そういった部分も考えられておりますので、いわゆる井戸から全部来た人がみんな一斉にとってくれるという前提であれば、今、言ったような部分で何とかいけるのではないかという見通しは立てていますけれども、それは水の使用量と事業の規模という、こういうことになってくるだろうと思いますので、細かい数字はちょっとはじいていませんけれども、現状としてはそんなに憂慮しておりません。

北野委員

おたくも体も大きいから、言うことも大きくて、何かつかみどころもない話ですけれども、3社か4社来れば、簡易水道とんとんになるの。そんな程度かい。それ間違いないかい。

企画部長

具体的にはじいてはいませんので。

北野委員

そうしたら、後で正確なのちょうだい。平均的な数値でいいですから。

企画部長

どの程度の水量を使えば、大体ペイできるというのか、とんとんになるのかは、後ほどはじいてきますので、少々大きなことを言ったかもしれませんが。

この間、いろいろ議論をしたときに、その程度でお話をちょっと聞いたものですから、ご答弁申し上げましたけれども、正確には後ほどはじいてみたいと。

北野委員

それを前提にして、小樽市は石狩開発の6,800万円の出資金は100パーセント減資と、新しい道議会が8月ですか、議決予定が。7月か8月か知りませんが、道議会の100億円の新たな増資があって、それでプラス・マイナス、言ってみれば同時にやると。出資ですね。そこで初めて、小樽市の6,800万円が事実上消えてしまうわけですが、今、6,800万円をどうこうといったって、もう紙くず同然ですからどうしようもないと。そこで、本会議の答弁で、市長は石狩開発が新体制になったら、新たに引き続き取締役役に就任すると。そこで小樽市に、新たな出資の要請があった場合はどうするのですか。

企画部長

要請のあった場合は、私の方としては、現在2,500万円、道に納めたように、対道との関係、今の現状の把握なり枠組みの整理というのが、まだ全く取りかかったばかりですので、そういったものがきちっと一定程度の方向が出るまで、この出資金については、私どもとしてはご返事ができないという立場をとっておりますので、これからの話合いの推移の中で、一定程度の判断をし、議会の方にお示しをしたいというふうに思っています。

北野委員

そうすると、企業が張りついて、簡易水道がとんとんになるとか、2,500万円の負担金が出さなくてもいいとか、あるいは企業が張りつかないまでも、北海道が2,500万円を肩がわりしてくれると、そういうふうになった場合は、改めて出資金のことについては検討するのですか。

企画部長

基本的には、どのような条件下になるかはわかりませんが、現状、石狩湾新港の特に小樽市域の部分については、今までこういった企業誘致の中で、現実に企業が張りついて、経済活動をされて、一定程度小樽市域の中での市税収入も含めて対応してきている部分ですし、将来的にもやはりそういった地区として、我々としてはやっぱり事業主をしている土地でございますから、問題は、そのところにおいてどういう形で参画をしていくかということがございますので、そういう自治体として、一定の負担なりなんなりがトータルとして整理をされれば、それなりの判断も、別な判断もせざるをえないというふうには思っていますので、その辺のあたりは、現状としては整理がされれば、その辺の一つの現状より別な判断をするということもありえるということはあるというふうに思います。

北野委員

部長の答弁はややこしいね。私は、出資金を出す条件はどのようなときかというふうに聞いているわけですから、そのややこしい話しないで、条件整えばというのは、簡易水道以外にもクリアしなければならない条件があるのですか。

企画部長

一つは、簡易水道の問題というのは、現状、今までの石狩が負担をしてきた負担金の負担、この部分については、財政上解消されるという意味では、一つの条件の整理なのですけれども、もう一方では、小樽市の財政事情というのが大きなやっぱり判断材料になりますので、そういう中では、一つの問題が整理されたとしても、もう一方で、財政問題というのが見過ごせない大きな課題ですので、そこら辺の見合いの中で、市として判断をするということでございます。

北野委員

結局、大きくは小樽市の財政が好転し、かつ簡易水道などの小樽市の負担がなくなったとき、新たな出資について検討する余地が生まれるということぐらいに解釈しておきますから、それ以外、解釈のしようないですものね。

次、この石狩開発の問題については、私はポイントというのは土地が売れなかったら、何ぼ再生計画を立てても、これは再生のしようがないということだけは指摘してきたのですが、これは基本的なこととして否定されたことは一度もありません。したがって、売れなかったら2次破たんということも考えられるわけですから、これについては慎重な対応で臨んでいただきたいということだけは言っておきます。

市税滞納繰越金の補正について

次、市税滞納繰越金の補正について伺います。本会議でも指摘し、予算特別委員会の初日、古沢委員の方からも指摘しましたが、最近では例がない補正なので心配したわけです。納入のあてもないのに計上するという、計上したとは思いたくありません。そうすると、マイカルの巨額の滞納分納入について、我々の知らないところで、関係者の間で内々の話合いがついているから計上をしたのかというふうに思うのですが、その辺はどうか。

財政部長

個々のケースについて、また、お答えは控えさせていただきたいのですけれども、いずれにしても、先ほど来議論をしておりましたけれども、どんなケースであっても、やはり相談をし、協議をし、あるいはまた、分割納入だとか、そういったものについて、これまでもお話をきてきておりますから、今後のことについても、そういうような姿勢でもって、滞納されている方々にも我々としては接して話し合っていきたいと、こういう姿勢でございます。

北野委員

その基本姿勢はわかるのですけれども、絶えずそういうことで今までも臨んできたと思うのですよ。しかし、滞納は予算計上、決算のとおり域を出ていないということですね。いっそう増えている。そこで、今回滞納繰越金の補正を計上したのは、これ助役に伺いたいのですけれども、職員団体・市連協に、人件費の削減について提起をしたという資料が各党派に配られました。新聞でも一部報道されていますけれども、そういう財政効果を見込んで、滞納繰越金が仮に歳入欠陥になっても、赤字再建団体転落の危険はないというふうに判断したから、収支のバランスをとるために5億3,000万円の補正を出したのですか。

助役

決してそういう見通しが立ったからではなくて、今回、職員組合に提案していますのは、16年度以降のひとつ人件費の協力という形で提案させていただいているわけです。今回の補正は、あくまでも15年度の2定財源として滞納分を補正の財源にしたと。これは、今までもいろいろ議論と申しますが、説明していますけれども、やはり14年度決算の中で、滞納分が非常に多額に上ったと。過去に類のない中で多額に上ったということです。ですから、その補正財源をどこに求めるかというところの中で、いろいろ協議と申しますが、そういう中で、今回の財源については、滞納分を補正財源に充てようとしたこととして、職員組合に提案をした人件費とリンクするものでは決してありません。

北野委員

ところで、平成14年度の標準財政規模は66億円と伺ったのですが、それで間違いありませんね。

(財政) 財政課長

標準財政規模の2割が66億円になると。

北野委員

66億円でしょう。だから、赤字再建団体に転落する額は、2割だから66億円と。ところで、その標準財政規模について伺いますけれども、この標準財政規模は毎年どのようにして決められますか。方程式があればお知らせくだ

さい。

（財政）財政課長

標準財政規模というのは、その市の税収と交付税とを足したもので考えるのですが、税収については標準税収の75パーセント、それが標準基準財政収入額になるものですが、このほかに譲与税等と普通交付税の額、これを足したもので標準財政規模となります。

北野委員

小樽市の財政の現状に照らして、税収は落ち込むと。交付税も大幅な落ち込みということになりますと、標準財政規模も下がるわけでしょう。そうすると、赤字再建団体転落の20パーセントというのも、66億円でなくて、来年度もっと下がるかもしれないわけですね。それは間違いないでしょう。

（財政）財政課長

委員がおっしゃるとおり、最近の標準財政規模自体が交付税の下がり、税収の下がりによって、ラインが下がってきております。そういう意味では、今までどおりの財政再建団体2割という考え方でいきますと、この金額は年々下がってくるだろうと推測されます。

北野委員

これは財政部に尋ねますけれども、例えば14年度の決算で66億円の赤字になりましたと。そういう場合は、2割になっているから、赤字再建団体ということになりますよね。これ、決算で見るのですよね。そうすると、私が代表質問以来、指摘して心配しているのは、5億3,000万円からの歳入欠陥になるのではないかと、そういう予算の計上の仕方をしていたら、これは決算のときに何ぼやったって1億円、見通し聞いたら13年度の決算は1億4,000万円くらいの黒だということですよ。あれだけ努力してそんなものですよ。そこへいとも簡単に5億3,000万円の歳入欠陥の危険のある補正を計上しているということになりますと、これはたいへん心配なのです。決算のときに。しかも市税がどれだけ落ち込むか、それから交付税だって、国税の五つの落ち込みによって、自動的に決まるわけですから、大幅な落ち込みということだって考えられるのですよ。そうすると、標準財政規模が下がって、そしてその20パーセントがさらに下がるということになりますと、財政再建団体ということも本当に現実的に心配しなければならないのですよ。だから、そういうときに、そういう補正予算の計上の仕方というのは適切なのですかということ伺いたいです。

財政部長

おっしゃるとおり、たいへん厳しい状況であることは間違いございませんけれども、ただ、少なくとも、15年度決算の中で、一気にそういくかと言えば、そういう見通しというのは、まだ今のところ、考えづらい。ただ、15年度の中で、これ以降どのような財政の需要が出てくるか、それからまた、これ14年度決算の黒字が出た要因でもありますけれども、いわゆる予算措置しているけれども、本当に事務・事業を改めて見直して、できるだけ効率的な行政の必要ということで、どれぐらいの努力ができるかと。そういったことを総合的に組み合わせていって、できるだけそういうことのないような形でとにかく持っていきたいと。また、16年度からは、お話のような人件費の総額抑制だとか、ありとあらゆることを再検討して進めてまいりますので、そういった形を避けるという前提で、我々は考えているわけでございます。

北野委員

ところで、財政部に伺いますけれども、最近の小樽市の基準財政収入額の変遷はどうなっていますか。

（財政）財政課長

平成10年度、基準財政収入額は133億9,000万円程度、12年度は143億2,000万円、13年度は137億7,000万円ということでございます。

北野委員

14年度はわかりませんか。

(財政) 財政課長

14年度は132億400万円。

北野委員

最近のはそれが少ないわけでしょう。

そうすると、先ほどの税収と普通交付税の関連を答弁いただいて、標準財政規模について答弁あったわけですが、標準財政収入額でも、市税の落ち込みが最近非常に大きいわけですよね。それから、交付税の落ち込みも大きいわけでしょう。だから、標準財政規模が決められるこれらの方式からいっても、その2割というふうに言ったとしても、いわゆる財政再建団体への転落の、今、66億円と言っているけれども、その累積赤字額の規模は億単位で減っていくのでないですか。そういうふうに見て、差し支えないだろうか。

(財政) 財政課長

今、準用再建団体のラインというのは、交付税制度がとりあえず今のところ変わって、臨時財政対策債を入れた後も、それは変更になっておりませんので、今、委員おっしゃるとおり、税収の落ち、交付税の落ちがあれば、規模としては、そういうラインで下がっていく可能性はあります。

北野委員

だから、市税が5億円だとか、それから交付税が10億円くらい落ち込めば、物すごい規模で下がるわけですね。だから、予期しないことになりかねないと思うのです。ところで、私は財政のことはよくわかりませんが、財政部長の話だと、15年度はその心配はないだろうというお話なのですけれども、いざというときになったら、新年度予算編成で、病院だとか、国保への繰出金なんかはさわるの。

(財政) 財政課長

現在、病院と国保に対しての繰出金は、基本的には交付税のルールに基づいて出しておりますので、これをその交付税のルール以上に削るということになれば、逆に言うと、交付税がその分算入されないということもありますので、その範囲を超えることはないです。

北野委員

そうしたら、その二つの繰出金には手をつけられないということでしょう。

(財政) 財政課長

基本的にはそうです。

北野委員

そうしたら、結局、これからのいわゆる収支不足解消の手だてというのは、これまで三つの分野で努力をされてきているようですが、しかし、新たに職員の給与に手をつけるということを打ち出しました。新規といえば、これぐらいのものですよ。規模の大きさからいって。だから、これが職員組合との間に妥結がなければ、収支のバランスというか、収支不足を解消する手だてというのは大きく進まないということ、皆さんは私たちに説明しているのですか。

財政部長

いわゆる健全化の大きな枠組みの中で、一つの例えば大きな要素として、人件費の総額を抑制するということがあります。もう一つは、これは繰り返しになりますけれども、いわゆる事務・事業だとかの全般的な見直しです。これはもう本当にゼロから再構築した考え方でいかなければならない。それからもう一つは、やはり給付と負担の割合の見直しということだと思います。この辺を柱として、いわゆる健全化に向かっていくというのが、我々の今の考え方でございますので、すべて人件費だけにということの中ではなかなかできませんし、あらゆるものをやっぱり全般的に見直しながら進めていくというのが姿勢でございます。

北野委員

財政部長の話聞いていたら、よくわからないのだけれども、人件費の抑制と答弁されたけれども、これから人件費の削減に手をかけていくのでしょうか。抑制でないでしょう、削減しないとダメなのでしょう。だから、7パーセント削るという提案をしたのではないの。これ以上、増やさないという意味の抑制ではないでしょう。

財政部長

確かにおっしゃるとおり、その削減も入ってございます。いわゆる、ただ基本給なりをカットするということではなくて、例えば退職者の補充についてどうするか。これは特別な資格を有する者だけということで、今年度も考えましたし、そういう部分での効果もあります。それから、いわゆる人件費の中でも、今、正職員が抱えてやっている仕事で、これをやはり民間委託できるものはたくさんあるのではないかなど、そういった現業部門をどうやって見直していくかと、そういうことをトータルで申し上げますと、人件費の総額抑制ということになるということです。

北野委員

いや、私は金額の点について、市連協に提案して各党に配られた表では、それだけではないでしょう。

この提起した中で、一番金額の多いのは、給与の月額引下げでないの。いろいろ言われるけれども。組合との話があるから、あまりはっきりした答弁しないのかわからないけれども、もう提案したのでしょうか。提案したそのものをちょっと説明してください。

財政部長

おっしゃるとおり、直接的な削減という意味で金額が多いのは、確かに今の北野委員のおっしゃるとおりです。

北野委員

今の問題について、私どもは職員の本俸の引下げには反対ということは一貫して言っています。

助役に伺いますけれども、これだけ市の職員にも負担をお願いすると。そして、民間の方には補助金の一律カットとか、そのほかにまだいわゆるいろんなサービスの切捨てなんかも考えておられるようですけども、そういうことをやりながら、石狩湾新港に4億6,000万円も出すとか、それから本会議で指摘した石狩湾新港の中央地区の3工区の売れ残り、結局売れなかったら、平成18年から20年までの3か年の間、それぞれ1か年で3億6,000万円新たな負担が生まれてくるわけです。こういう事業に手をつけなかったら、やりようがないのでないかというふうに思うのです。だから、まず助役に伺いたいのは、一つは、市長が新港の中央地区の3工区の危険物の取扱施設用地、このまま推移して売れなかったら3億6,000万円、4億6,000万円に加えてこの新たな負担、かぶせることのできるのかと言ったら、年次の繰り延べその他を答弁されていました。実際に、そういうことは小樽市だけでなく、道と石狩と歩調を合わせなかったらできないわけですね。そういう繰り延べの可能性はあるのかどうかという点をまず伺いたいと思います。

助役

おっしゃいましたように、3億6,000万円、3か年で、18年度から支払うというのが今の計画ですけども、お話がありましたように、三者、道、石狩、小樽とも財政状況はたいへん厳しいという中では、そういう話合いをしてございます。管理組合としても、そういう方向の中で、具体的な何年になるかは別にしましても、繰り延べなり、また、一律アップするとか、いろんな方法があるわけですけども、そういう手だてについては、今後具体的に協議をしていきたいと、こう思っています。

委員長

そろそろまとめてください。過ぎています。

北野委員

そこで、もう一度助役に伺いますけれども、私は市長に本会議で伺いましたけれども、これだけ市民あるいは職

員に対する要望をお願いしているときに、一方では、石狩湾新港に対しては、手つかずの状況にしておくということはおかしいのではないかとこのうに思うのですよ。だから、ここにメスを入れないから、メスも入れ方いろいろあるから、私が譲って、石狩湾新港には私どもはスタンスは全く逆ですけども、仮に推進の立場にしたって、ないそでは触れないのだから。だから、事業を凍結して、財政好転まで待ってくれということはどうして言えないのかということですよ。そういうことをやらないから、歳入欠陥になるのがわかっていて、5億3,000万円の滞繰の補正を計上せざるをえないということになるのではないですか。お答えください。

助役

今、特定の事業をお話しされていますけれども、全体事業の見直しの中で、これらの財政の健全化を進めていきたいと思っています。新港については、これまでもいろいろ議論していますように、今の厳しい状況の中で、これ以上財政負担ができないという中で、事業の選択については、いろいろお話ししていますので、これらも道なり石狩市とも、またさらに協議をして、そういう事業費の負担についての抑制というものについて、努力していきたいと、このように考えています。

北野委員

最後、要望だけしておきます。今の範囲では、これまでの域を出ないという予算の編成、事業の選択だと。これでは小樽市の財政を立て直すことはできないと。この問題については、今の議論で私は納得したということではありませんので、引き続き問題を提起していきたいと思います。以上で終わります。

委員長

共産党の質疑を終結をいたします。

ここで、鈴木助役、退席されてよろしいです。

それでは、続きまして、れいめいの会に質疑を移します。

上野委員

博物館について

一つは、文化施設でございます。博物館、美術館、文学館でございます。特に博物館の問題でございます。私も社会教育委員をさせていただきまして、平成8年、9年にかけて、全国の博物館の視察、そして北海道各地の博物館の視察を行いまして、そろそろ新館の計画段階に入ろうとするときに、財政難の折で、計画がとんざすというか、もう計画の中では、本当に一つか二つの文字しか書いていないという状況になってございます。これにつきまして、新館構想につきまして、何かございましたら、館長からでもよろしゅうございますし、担当の方からでもお願いいたします。

(社教)博物館長

博物館の新館の建設についての今日までの経緯でございますけれども、旧日本郵船を活用して、博物館活動を実施してまいりまして、本年で47年を迎えるわけでございます。その後、旧日本郵船が国の重要文化財の指定によって、現在の小樽倉庫に移転したのは、もうご承知のとおりでございます。新博物館の建設ということが具体化されましたのは、平成元年の「小樽市新総合計画」の中でございますが、その後、委員おっしゃいましたように、全国あるいは全道の先進館の調査などを経まして、平成10年の現在の「21世紀プラン」に新博物館建設に向けた取組を進めるということで、現在に至っております。それから、財政事情の問題等もございまして、現状は予算的な措置をなされない状況で、平常の博物館業務の中で、新館建設を意識して情報収集に努めて、現在に至っているというところでございます。

上野委員

大変な時代でございますので、もちろんもう3年もたつとか、5年もたつという、そういう私は何も要望してい

ません。しかし、小樽の文化を考えた場合、博物館、美術館、文学館は、たいへん歴史のある遺産でございます。2次計画が終わりまして、第3次計画が16年度か17年度に、今よりも少しこの新博物館構想が何かの形で出てくるか、出てこないか、これは財政部長ですか、企画部長か、どちらに聞けばよろしいですか、もしそういう予算絡みで何かあるかどうか。

企画部長

今現在、全国的に総合計画の第3次実施計画について、各部から計画内容についていただいている最中でありまして、その中で、教育委員会の中で、いろいろご検討されて出てくるとは思いますけれども、そういう中で、全庁的な中で判断をするということになるとは思いますけれども、とりあえず第3次は16年、17年、18年の3か年については、現在各部とこれから協議をしたいと思っています。

上野委員

私、何でもこのお話をしたかということ、博物館でも美術館でも文学館でも、新しい館はできなくとも、やはり収蔵庫は皆さんご存じですね。特に博物館は我々の目に見えるところではなくて、裏の収蔵庫がどうなっているかで、この博物館の価値観が全然違うのです。専門家が見る場合は、博物館の表は見ません。裏に回って、ここの博物館はどういう収蔵庫があるのか、どういう環境の中で、その物が保管されているかということが、博物館の本当に価値をはかるのが、この博物館の要素なのです。

それで、もう一つ、これに関連しますけれども、薫蒸設備でございます。港に行けば、薫蒸とかいろいろ言われていますけれども、これ、そういう美術、文学、本だとか図書館もそうでございますけれども、博物館ももちろん、この薫蒸施設というのがたいへん重要なのですよ。これをきちっとしなければ、歴史のある小樽でも、そのうちにその物が全部腐ってしまったり、もう後世の方に伝えることができない。せめて新しい館の要素はなくても、収蔵庫にある程度の空調のきちっとしたものをつくってほしい。そして、薫蒸設備を、これをやはりやっていかなければ、これからの人たち、子どもたちに歴史をつないでいくことができないと思いますので、この2点につきまして、お願いいたします。

（社教）博物館長

収蔵庫の問題も、一連の新館建設の例に漏れず、やはりいろいろな諸般の事情の中で、現在はこの予算状況でございます。具体的に申しますと、各学校のご協力を得て、空き教室を活用させていただいておることになります。委員ご指摘のように、博物館、文学館、美術館等、博物館類につきましては、教育普及的に常設展示で展示するというのも大事なことなのですが、資料を恒久的に永続的に保管していくという、継承していくということも、また、非常に重要な責務としてございます。そういった意味では、私も薫蒸施設は現在有しておりませんが、常設展示の中においては、隔年で全館薫蒸、それから新たな資料の導入につきましては、お借りしている収蔵庫に持ち込む前の我々市職員によりますところのクリーニング作業、これらで何とかしのいでいるという、そういうことがございます。新館プランあるいは収蔵庫の新たなプランということが立ち上がるときには、やはりこの薫蒸施設、薫蒸機器類の常備というものを提案したいというふうに思っております。

上野委員

どうぞ、これはただ文学館、博物館の問題でありませぬので、各部の方もこういうことがあるのだということを、今日、薫蒸を初めて聞いた人もいますので、こういうことが必要だということをご認識いただいて、今後ともやはり北海道の中でも、博物館、美術館、文学館はたいへん小樽のものは突出しておりますので、その辺はよろしくお願いいたします。

教頭の昇任について

それでは次に、今日私が質問したいこと。今回、私、市議会議員に立候補したときに、教育の問題の公約を掲げさせていただきました。私はやはり教育はハードからソフトの方に行かないと、21世紀の教育はソフトの面をきち

っとしないといけないというような私の思いでございます。先ほどもいろいろ学校教育の問題でご質問ございましたけれども、私はハードの面で何点が質問させていただきます。

まず第1に、小樽市の学校の管理職の問題でございます。学校には校長、教頭という管理職がいるわけでございます。ここ数年、教頭になる方が、希望者がもう数がかなり減っているということをお聞きしております。どんなふうにこれが推移しているかという、以前はたいへん厳しい倍率で、例えば60人受けて6人入るとか、10倍ぐらいの倍率があったというふうにお聞きしております。現状はどうか、そのことについてお願いいたします。

学校教育部長

教頭の昇任についてお話いたします。小中学校で教頭になろうとしている先生方は、全国的にも全道的にも、かなり減ってございます。小樽市の小中学校におきましても、教頭の昇任試験に当たりまして、平成12年度から15年度まで見ますと、教育委員会のうちの職員も含めると、実際4名、4名、4名、3名というふうな数で推移しているところでございます。

上野委員

やはりこれからの学校において、先生たちが教頭になりたい、校長になってこの学校を自分の聖職として、教員としてやっていきたいという、そういう希望がない限り、やはり何ほソフトな面でやっても、私はだめだと思うのです。教頭の仕事が魅力のない仕事になっているのではないかなと。これは小樽、全道でもたくさんございますけれども、小樽は特にそれがあるのではないかなと。まさに小樽の教育において、たいへんこれは深刻な問題だと思うのですよ。例えば教頭を組織的に排除をすることがあるのでないかなと、そういう団体があるのではないかと、教頭を認めないということです。そういうことが起きてくれば、やはり本当にこれからの子どもたち、将来の教育においてたいへん小樽はもう底の底に落ちてしまうのではないかなと思っていますので、これは国旗・国歌問題、対立問題もございました。それはこの1年ぐらいでおさまってきてはいますが、しかし、裏には、やっぱり潜在的なそういう問題も抱えている。こういうことを考えた場合、大変な問題でないかと思えます。現在、教頭先生の仕事について、教育委員会として、きちっと改善していかなければ、ますます教頭、校長になる方がいなくなり、地元の人ではない、後志の方から、そういう方が来ていただく、小樽の教育はよく小樽を知っている方たちがやはり校長、教頭になっていくのが、私は望ましいと思うのですよ。逆に言うと、小樽の教頭が、もうちょっと待ってくれ、これでは体を壊すから、転勤させてくれという事例もあります。これにつきまして、教頭問題、これで終わりますけれども、学校教育部長、よろしく願いいたします。

学校教育部長

先ほど人数の推移をお話したところでございますが、この人数が減っている理由について、お話させていただきたいと思えます。この数年間の教育界は目まぐるしく変革してございまして、とりわけ生徒指導でありますとか、学校行事でありますとか、学校週5日制に伴った対応とか、もろもろ対処していかなければならない問題がございます。また一方、教頭になる条件、選考を受ける条件といたしましては、2か町村を歩かなければだめですとか、そういう条件もございます。小樽の場合はどちらかという、初めから小樽の経験者が多いというようなこと、さらには共働きでありますとか、そういうような理由がございまして、もし教頭になった場合、小樽だけということではございません。後志とかいろいろな赴任する学校もございまして、そういうことを勘案しますと、どちらかというやはり大変だなという思いで、小樽では一生懸命教頭として頑張りたいのですけれども、後志にはどうもとか、そういういろいろな思い等もございまして、人数が減っているものと思われま。

こうしたことから、私どもとしては、学校教育の充実の上からも、今、上野委員がおっしゃるようなこと、もっともでございますので、教頭の発掘に向けてといたしますが、教頭になりたいという人に向けて、校長先生のお力をかりながら、やっぱり私ども技量を発揮するように助言し、さらには励まし続けていきたいというふうにご考えているところでございます。

委員長

教頭を認めないという学校はあるのではないの。

学校教育部長

子どもの押さえとしましては、先ほど言いましたように、一応今まで人数が、4名、3名でございまして、そのうち1名ですとか2名、後志に行ってしまいますので、今年なった方については、そのような話は伺ってございません。

上野委員

私のちょっと質問した答えと大分違うのです。私だったら違うことを言います。やはり校長、教頭をきちっと守る小樽の教育でなければいけないと。先生だけ守る団体があって、校長が守ってくれなければ、教頭は孤独ですから、本当に。学校の中で孤独になったらどうなりますか。本当に心臓も、胃もおかしくなります。これは教育委員会という組織がございまして。我々も市民としてそれをきちっと守っていけば、教頭になりたい人が20人に1人。本当に4人が5人というの、これはもう言いわけにすぎないと思うのですよ。やはり教頭になりたいという意欲を持つ人を、これから小樽の管理職として増やしていただくことをお願いしまして、この問題を終わります。ありがとうございます。

教育課程について

次、教育課程につきまして。まず初めに、教育課程の編成、実施についてお願いいたします。

(学教)指導室長

ただいま教育課程の編成、実施についてということでのご質問でございまして、教育課程の編成につきましては、その編成主体は各学校となっております。各学校では、学習指導要領に基づき、適切に編成することとなっております。編成主体は、各学校にございまして。各学校では、校長は教育課程を編成しましたら、教育委員会に提出することとなっております。教育委員会では、提出されました教育課程につきまして、学習指導要領に基づき、適切に編成されているかどうか、精査をしております。精査に基づき、各学校長に対しまして、指導・助言を行っているところでございます。

次に、実施についてでございますが、この実施に当たりますと、計画から実際の教室での授業と相なります。授業ということになりますと、教員個々に負うところが多いことがございまして。各学校ではその力量の向上ということから、校内研修などの授業研究などに取り組んでいるところでございます。教育委員会といたしましても、指導主事が学校訪問などを通して、実施状況について把握し、また、そのことについて指導助言をしているところでございます。また、北海道教育委員会におきましても、後志教育局の指導主幹が学校訪問をして指導助言を行っておりまして、また、その結果については、教育委員会に報告を受けているところでございます。なお、各学校での教育課程の実施状況につきましては、各学校での自己評価をお願いしてございまして、その自己評価の状況では、道徳教育におきまして課題があるというふうにご自己評価をしているところでございます。

上野委員

この指導が、実施に当たって、学校全部でやっているものか、校長と市教委だけでやっているものか、ここが問題だと思うのです。書類上は編成もしているし、実施もしているという答えが返ってくると思います、任せているのですから。ですけれども、私はやっぱりこれは任せる問題でなくて、きちっとそのために指導室がやはりあるのでございまして、きちっと今後これをやっていかなければ、この問題は解決できない。書類上、一応オーケーと、昔よくありましたね、卒業式の日に、9時半に国旗が揚がって10時半におろされたら、揚げた方は校長は揚げましたよ、ある団体の方はおろしました、これどちらもオーケーなのです、どちらも丸なのです。教育課程ではすごく重要な問題でございまして、こういうことが、教育の現場で起きないようによろしくお願いいたします。これは私の思いでございまして、答えは要りません。

## 道徳教育について

それから今、室長からありました道徳の授業でございます。私の知るところによれば、小樽ではどこでも道徳の教育が、はっきり言って、今なされていないのです。道徳教育がいい、悪いは別ですよ。昨年から、文部科学省から配布された心のノート、これは皆さん文言は知っていると思います。心のノートは各学校に配布されています。しかし、この心のノートを活用していない。ある学校では学校の図書館に置かれたままになったり、家庭に持って行ってもらったり、要するに心のノートというのが、今、小樽では活用されていない。

ある家庭から、書き込まれるように編集されているのに、その形跡が全くないということも出ています。学校へ持ってこなくてもよいとされている。これではやはり道徳、これからの子どもたちを育てていくためには、きちっとしていかなければ、私はどんなにいい校舎をつくっても、どんな施設をつくっても、そこで学ぶ子どもたちに、将来が不安に持たれるというのが私の気持ちでございます。この点につきまして、お願いいたします。

### 委員長

上野議員、そろそろまとめてください。

#### (学教)指導室長

まず、道徳教育についてでございますが、私どもといたしましては、学校の教育活動、あらゆる場面で道徳教育が行われることが筋だと考えてございます。したがって、人間が本来持っている、よりよく生きたいという、そんな思いを目指して、その基盤となる道徳性を養うことが道徳教育の目的でございます。このことが、教育の目的が人格の完成を目指しているということでございますので、全教育活動と密接にかかわっているものと考えてございます。

また、道徳の時間における指導ということで、委員のご指摘かと思えます。例えば教科や、教科の中でも理科におきましては、自然を愛する心とか、そんなことについては、教員も個々にまた指導いただいているところでございますが、とりわけ道徳の時間における指導につきましては、校長の先ほど申し上げました自己評価におきましても、課題があるということで伺っているところでございます。このことにかかわりましては、今後も、学校教育指導で実際に私どもは授業も見させていただきますし、その中で指導・助言もさせていただきます。したがって、道徳にかかわりましても、道徳の時間の指導の充実ということで、管理職はもとより、実際の指導の中でも、管理職みずから道徳の時間に、一般教員に対して模範となる授業を見せたりしている例もございしますが、今後ともそのような取組が充実するように、指導・助言に努めてまいりたいと考えてございます。

### 上野委員

いろいろ私、今日、質問させていただきました。やはり基本的には、この小樽の経済、また、諸問題、これからを担うのは子どもたちでございます。ここにいる方は、私も含めて、もう大体リタイヤに近いというか、はっきり言って、そう思います。やはりこれからの子ども、特に小学生、中学生、本当に小樽で育て教育を受けて、立派な経済人になって小樽を再生する卵でございます。この卵を育てることが、教育の大きな要因であると思います。

小学校、中学校、義務教育、パソコンもたいへんこれも大事でございます。しかし、小学校においては基礎学習、読み書き・そろばん、そして心の問題、これをぜひしていただきたいというのが、私の今日の大きな願いでございます。コメントを教育長の方から、ひとつお願いいたします。

### 教育長

この議会でも、教育の問題がたくさん取り上げられました。そのご質問の一つに、私自身の考えている教師像というのが、どういうことにあるのかという、そういうご質問がございました。その中で、ここは繰り返しになりますが、「教学半ばなり」という中国の古典を引用いたしまして、学ぶ者と教える者が互いに支え合って、教える者は学ぶ者の成長を心の喜びとして成長してほしいということを願いました。ただいま、いろいろご指摘がありましたけれども、教育の営みは、やはり教職員が中心になって行うものでございます。しかも、なかならず義務

教育のことを考えますと、子どもは小学校、中学校、そして高等学校と進んでいくわけですが、今、現在のこの年になって思い返してみますと、一番思い出されますのが読み、書く、あるいは計算する、算数、その授業のことがやはり思い出されます。そして、高等学校の授業の多くは、ほとんど忘れてしまっている。しかし、小学校と中学校の教育の中身は、自分自身をつくり上げてきた内容として、強く記憶しております。そういう意味におきまして、私も義務教育をあずかる教育委員会の仕事というのは、たいへん大切なものと考えております。

10年前、私がここに参りましたときには、通知票の問題があって、非常に問題となっておりました。今、このことはもうなくなっております。また、小樽の教育研究会は、その事務所がいわゆる職員団体のところに同居しておりました。そのことも、ここ2年前に解消いたしました。いわゆる教育研究会の中に、道德部会が生まれて、今はさらに活動を続けております。

ただいまご指摘をいただきました教育における課題は、そのまま事実でございますが、これからやはり粘り強く時間をかけて、改善に向けて努力を続けていきたいと思うところでございます。

上野委員

ありがとうございました。

委員長

れいめいの会の質疑を終結し、市民クラブに移します。

-----  
大島委員

市職員の減収について

初めに、去る6月26日に、総務部長以下、給与などの削減案についてということで説明をいただきました。それを見ますと、今後、不足額は15年度から17年度まで約84億円と書かれております。つい13年4定、あるいは14年1定、質問あるいは理事者の皆さんから説明を受けているのは、これから3年間で150億円の不足と、収支不足が見込まれるという説明を聞いております。しかし、先日受けた説明では84億円と、1年ずれ込んでおりますけれども、66億円の差が出てきている。この差はいったい何なのだろう。いろんな事業を見直しをしたと。そうしたようでございますけれども、この66億円の内容を大まかなところでいいですから、お聞きいたします。

(財政) 財政課長

ただいまの3年間で66億円のことでございますが、平成15年度の予算を組むに当たりまして、平成14年度中、財政健全化に取り組みまして、退職者不補充、その他調整手当の削減等で、人件費で9億円を削減いたしました。それと、事務・事業の見直しということで、経常経費その他の不補充、合わせて見直しで7億円を削減いたしましたところでございます。そのほかに、健全化計画と15年度の見込みの中で、健全化計画よりも6億円程度、一般財源ベースで削減といいますか、見込みの差です。例えば扶助費が伸びると見ていたのが、それほど伸びなかったり、ほかの収入が入ってきたりして、14年度、13年度にも見直した効果が出たりということで6億円、合わせて22億円が単年度で改善されました。これはこの改善効果、今後も続く効果でございますので、3か年で22掛ける3の66億円が改善されたということでございます。

大島委員

健全化計画が実行されて、22億円の削減が見込まれると。であれば、もっと早い時期に取り組みすべきことではなかったのかと思っております。今、私が心配といいますか、危くしているのは、人件費もろもろ含めて説明をいただいております。そうしますと、説明のときにお聞きしました、平均で、どのくらい職員の年収で影響があるのか。影響額のことなのですけれども、20代、30代、40代、50代、年代別に、この今の計画でいくと、シミュレーションでいくと、どのくらいの影響額が年収で出るのか、平均でけっこうでございますので、年代別の平均をちょっと教えていただきたい。

(総務)職員課長

年齢別でお出しできないのですが、事務職の平均給与月額も、10年度ベースですけれども、現在35万4,000円になっております。これで給料そのものを3パーセントカットすると約1万円、5パーセントをカットすると1万8,000円、7パーセントをカットすると2万5,000円が、この月額給料から削減される形のもので、ちなみに年収で計算いたしますと、現在12か月、それプラス4.65月の期末手当が支給されておりますので、16.65月で計算いたしますと、3パーセントで年収17万円、5パーセントで30万円、7パーセントで約42万円の減収になるという計算です。

大島委員

これ、年齢別の平均が出ないというのはどういうわけなのですか。

(総務)職員課長

今、手元に、例えば20代の職員、30代の職員の方の分の試算がありませんので、全く事務職の全体の平均で、平均の給料月額が35万4,000円ということですので、当然これより上にいけば、多分多くなるのではないかと思います。あと年代別につきましては、後ほど資料ができたからお渡ししたいと思います。

大島委員

それ平均は説明のときに聞きましたよ。私はあえてお聞きしたいのは、年代で当然給料も違います。そうすると、どのくらいの差があるのか、これを具体的にお聞きしたかったのですよ。平均でけっこうなのです。いろんな業種によって、同じ年代でも上下はあると思います。年代の上下でいいのです。今日、本当に知りたかった。

といいますのは、皆さんそれぞれ年齢に応じた生活設計を立てております。年収が減ることによって、今の暮らしをやはり改善をしなければならない。それは年代別にどのくらいのカットがあって、影響があって。そうすると私が今一番心配するのは、30代、40代、あるいは50代、これは特に40代、50代の方は子育て真っ盛りの方がたくさんいると思います。そしてまた、住宅ローンの問題もあるかもしれません。そうすると、今、これだけいろいろな広告が出ております。3万円貸します、5万円貸します、すぐ貸します。あふれておりますよ。その結果、どういう事件が起きているか。これは毎日の報道を見ればわかると思います。そのようなところに足を運ばれ、あるいは利用されたら困るなというのが私の根本的な考えなのです。それには、一度、現在の生活のレベルを下げるということは、それぞれ私も含めて、みんな大変な努力が必要だと思います。安易な気持ちに、要するに足りないからということで借りやすい。しかし、借りたものは返さなければならない。そういう状況にありますので、これは職員についても、この減収についての意識といいますか、生活の態度をもう一度真剣に何かのときに話をして、指導をしていただきたいと、そういうように強く望んでおります。

しかし、一般の現状の民間から比べれば、確かに公務員の給料は優遇されていると思います。それでもなおかつ生活を下げるといことは大変な努力が必要でございますので、悲しい事件にならないように、これはぜひ何かの折に指導をしていただきたいと、これが1年でなくて、3年ですよということになるので。その先また、景気が回復しなければ、もっと続くかもしれません。その点、じゅうぶん職員に配慮をしていただきたいと、そのように要望いたします。質問終わります。

委員長

以上をもって、本日の質疑を終結し、散会いたします。